

# 食品安全委員会

## リスクコミュニケーション専門調査会

### 第14回会合議事録

1．日時 平成17年4月27日(水) 13:59 ~ 16:52

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) BSEに関するリスクコミュニケーションについて

(2) 効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法について

(3) その他

4．出席者

(専門委員)

関澤座長、小川専門委員、金子専門委員、唐木専門委員、神田専門委員、  
近藤専門委員、西片専門委員、平社専門委員、三牧専門委員

(食品安全委員)

小泉委員、中村委員、本間委員、見上委員

(参考人)

川田専門参考人、久保専門参考人、中村専門参考人

(説明者)

嘉田良平 前・(株)UFJ総合研究所研究開発本部顧問

厚生労働省 松本大臣官房参事官、広瀬医薬食品局食品安全部企画情報課長補佐

農林水産省 姫田消費・安全局消費者情報官

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、藤本勧告広報課長、

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官

## 5 . 配布資料

- 資料 1 リスクコミュニケーションに関する取組みについて  
(別紙 1 : 食品安全委員会、別紙 2 : 厚生労働省、別紙 3 : 農林水産省)
- 資料 2 - 1 平成 17 年度食品安全委員会が開催する意見交換会等の実施方針(案)
- 資料 2 - 2 平成 17 年度リスクコミュニケーション事業運営計画(厚生労働省)
- 資料 2 - 3 平成 17 年度農林水産省におけるリスクコミュニケーションに関する主な取組(「食の安全・安心のための政策大綱」工程表より)
- 資料 3 「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価(案)」のポイント及び用語の解説について
- 資料 4 日本初の v C J D 症例が確定したことについての食品安全委員会委員長談話の公表までの経緯等
- 資料 5 - 1 意見交換会等へのリスクコミュニケーション専門調査会専門委員等の参加状況について(平成 16 年度)
- 資料 5 - 2 関係団体等との懇談会開催実績
- 資料 6 - 1 食品安全委員会ホームページのアクセス件数について
- 資料 6 - 2 「食品安全委員会季刊誌」について
- 資料 6 - 3 「食の安全ダイアル」に寄せられた質問等について(3 月分)
- 資料 6 - 4 食品安全モニターからの報告(17 年 2 月分)について
- 資料 6 - 5 意見・情報の募集状況について
- 資料 6 - 6 食品安全モニター課題報告「食品安全委員会のこれまでの取組等について」(平成 17 年 1 月実施)
- 資料 7 リスクコミュニケーション等に関する評価について
- 資料 8 - 1 平成 16 年度食品の安全性に係るリスクコミュニケーション等に関する調査報告書(概要版)
- 資料 8 - 2 「鳥インフルエンザ発生に伴う社会的影響の定量化」について
- 資料 9 - 1 食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱(平成 17 年 4 月 21 日関係府省申合せ)
- 資料 9 - 2 食品安全委員会食中毒緊急時対応指針(平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定)
- 資料 9 - 3 食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱における緊急時対応について

- 参考 1 平成 17 年度食品安全委員会運営計画(平成 17 年 3 月 31 日食品安全委員会決定)
- 参考 2 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について(ホームページ掲載)
- 参考 3 「地域における食の信頼社会に向けたネットワーク」及び「地域版食品リスクコミュニケーションの成果」(平社専門委員提出資料)
- 参考 4 「食品に関するリスクコミュニケーション(東京) - 現在の食品媒介感染症に関する知見と米国における薬剤耐性菌対策(仮題) - 」の開催と参加者の募集について(お知らせ)
- 参考 5 リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項  
(平成 16 年 8 月 26 日内閣府食品安全委員会決定)  
食品安全委員会専門調査会運営規程  
(平成 15 年 7 月 9 日食品安全委員会決定)
- 参考 6 食品の安全性に関する用語集(改訂版)
- 参考 7 季刊誌「食品安全 vol. 4」

## 6. 議事内容

関澤座長 それでは、今日は資料をたくさん御用意いただきまして、時間的に大変だと思われまので、早速ですが、委員の皆さんがおそろいということなので、第 14 回「リスクコミュニケーション専門調査会」を始めさせていただきたいと思います。

資料がたくさんあるということで、今後の整理のためにも調査会の会合の番号と、それから資料ナンバーを通して付けていただくと、今後の整理に助かるのではないかという御意見もありました。できましたら、よろしく願います。

本日は、石崎さん、犬伏さん、吉川さん、見城さん、新蔵さん、高橋さん、千葉さん、多くの方が御欠席で大変残念ですが、開会させていただくことになります。

9 名の専門委員と、3 名の専門参考人、また、食品安全委員会からは「リスクコミュニケーション専門調査会」御担当の小泉委員、中村委員、見上委員、本間委員にも御出席いただいておりますので、よろしく願います。

厚生労働省から松本大臣官房参事官、農林水産省から姫田消費・安全局消費者情報官にも御出席いただいております。お手元の座席表を御覧いただければよいかと思います。

本日は、後ほどですが、委員会からお願いさせていただきました、16 年度のリスクコミュニケーション関係の調査事業を担当され、この 3 月まで U F J 総合研究所、研究開発本部顧問でいらした嘉田良平様に参考人としてお話をお願いしておりますので、よろしくお

願います。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の議事次第を御覧いただきたいと思えます。

まず、事務局から、席上配付資料の御確認をお願いしたいと思えます。よろしく願います。

西郷リスクコミュニケーション官 お手元の資料、たくさんあって恐縮でございますが、座席表、それから「リスクコミュニケーション専門調査会」の専門委員及び専門参考人メンバー表でございます。

議事次第の2ページ目に配付資料のリストが付いてございますので、御覧ください。資料1が「リスクコミュニケーションに関する取組みについて」。

資料2 - 1から2 - 3までが1枚とじになってございます。各省の17年度のリスクコミュニケーションの計画でございます。

資料3が、今度BSE対策の評価が出ましたけれども、そのリスクコミュニケーション資料でございます。

資料4が、前回は御議論いただきましたVCD症例が確定したことについての談話の公表と経緯ということでございます。

資料5 - 1と5 - 2が1枚とじになってございまして「リスクコミュニケーション専門調査会」のメンバーの参加状況や、食品安全委員会の関係団体との懇談会の開催の実績、これも前回出すようにという御指摘がございましたものです。

資料の6 - 1から6 - 6まで1枚とじになっております。食品安全委員会がリスクコミュニケーションに使っておりますいろんなツールについて、いつもは各月の御紹介ということをしているんですけども、今回はいろいろ御意見をいただきたいということがありまして、実態につきまして、今日はきちんと御説明するという趣旨でまとめてございます。

資料7が「リスクコミュニケーション等に関する評価について」。

資料8 - 1が、先ほど御紹介がございましたけれども、調査事業の概要版でございます。

資料8 - 2が「鳥インフルエンザ発生に伴う社会的影響の定量化」ということで、嘉田さんから御紹介いただくものです。

資料9 - 1、9 - 2、9 - 3が、緊急時対応関係の資料でございます。

資料9 - 1が「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」。

資料9 - 2が「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」。

資料9 - 3が、その説明資料で、パワーポイントの打ち出しでございます。

参考資料といたしまして、参考 1 が「平成 17 年度食品安全委員会運営計画」。

参考 2 が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等について」。ホームページに掲載したものの打ち出しでございます。

参考 3 が、平社さんにつくっていただいた「地域版食品リスクコミュニケーションの成果」でございます。

参考 4 が、後ほど御紹介いたしますが、5 月に予定しております意見交換会のお知らせ。

参考 5 が、いつも見ていただいております「リスクコミュニケーション専門調査会」に当面調査審議を求める事項と専門調査会の運営規程。

参考 6 といたしまして、お手元に別冊で用語集をお配りしてございます。

参考 7 が季刊誌『食品安全 vol. 4』です。

資料が多岐にわたって恐縮でございますが、以上でございます。

関澤座長 ありがとうございます。本日の議題は、議事次第にございますが、1 番目に「BSE に関するリスクコミュニケーションについて」。

2 番目に「効果的なリスクコミュニケーションの推進を図る手法について」。

3 番目に「その他」という順で進めさせていただきたいと思っております。

初めに、厚生労働省の松本参事官が御都合により、中途退席されると伺っておりますので、先にリスクコミュニケーションに関する関係機関の取組について御紹介いただきたいと思います。

特に厚生労働省からは、前回お願いしておりますリスクコミュニケーション研究会報告書を今日は御紹介いただけるということですので、よろしく願いいたします。

西郷リスクコミュニケーション官 それでは、順番に食品安全委員会から資料 1 を御覧ください。

資料 1 の最初の紙でございますけれども「リスクコミュニケーションに関する取組について」ということで、3 府省の取組をまとめてございます。

前回、3 月 16 日以降のものでございますけれども、各府省連携いたしました取組につきまして、そこに書いてあるとおりでございます。

意見交換会につきましては、2 回ほど植物防疫に関するもので、これは農林水産省が主催で、厚生労働省と食品安全委員会が参加させていただいたものです。

それから、OIE における BSE ルール改正に関する意見交換会ということで、これは厚生労働省、農林水産省両方の主催で食品安全委員会はオブザーバーで参加させていただいたというものでございます。

今後の予定でございますが、先ほど御紹介した参考の4を見ていただきたいのですが、5月11日に3府省共催でアメリカのCDCアンギュロ博士をお呼びして、ちょっと長いタイトルなんですけれども、現在の食品媒介感染症に関する知見と米国における薬剤耐性菌対策ということで、東京ウィメンズプラザというところで、是非御参加いただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、次は食品安全委員会のこの一月ぐらいの実施状況でございますが、年度末にかかっているものでございますから、意見募集が結構たくさん上がっております。

募集が終了したものがずっと書いてございますけれども、26日までにはこんなものが出ているということでございます。

特に、今、5つ目に書かれてございますけれども、我が国におけるBSE対策に係る食品健康影響評価(案)に関して、本日までなんでございますけれども、いわゆる意見・情報の募集にかかっているということでございます。

それから、情報の発信でございますが、参考7につけています季刊誌が出ました。今回は農薬編ということで出しております。

1つめくっていただきまして、用語集、これは今日出たわけでありまして、用語集を見ていただくと、昨年のもものと比べますと、言葉が50個追加になっているということと、索引を付けたということ、食品安全委員会の評価の専門調査会の分類に大体合わせて項目を分類したという点が違ってございます。

あと、ホームページにBSEの評価(案)を掲載してございますものですから、その理解を求める資料、これは後で御説明します。

それに続きまして、英文版の資料をホームページに載せたところでございます。

以上でございます。

関澤座長 ありがとうございます。それでは、厚生労働省の御報告と、農林水産省の御報告を先にやっていただきまして、御質問を受けたいと思います。

松本大臣官房参事官 厚生労働省におけますリスクコミュニケーションの取組でございます。

まず、意見交換会でございますけれども、今月18日に農林水産省とともに、OIEにおけるBSEルールの改正に関する意見交換会を開催したところでございます。

意見募集の実施状況につきましては、そこにありますように、一昨日締め切ったものもありますし、締め切りが来月のものもありますけれども、4件募集中でございます。現在、

応募状況等につきましては、締め切ったものにつきましては集計中でございます。

次に情報の発信でございます。食品安全確保に向けた取組の厚生労働省のホームページを先月の22日に、これまでのものをリニューアルいたしまして、1つの画面で大体事足りるようにしたところでございます。

委員の皆さん方は見ていただいた方もいらっしゃるかと思いますけれども、まだ発展途上でございますので、忌憚のない御意見をお寄せいただければと思います。

次に主な情報提供の内容でございます。主としてホームページ上のものでございます。先月（平成17年3月）17日に「動物用医薬品ピルリマイシンに係る食品中の残留基準の設定について」から始まりまして、直近で、今月（平成17年4月）19日に「牛海綿状脳症（BSE）の結果について」を出したところでございます。

また、消費者からの意見等の受付につきましては、食品安全情報のホームページ上に、食品の安全性に関する行政の取組や情報提供の在り方についての意見を受け付けるためのメールボックス、郵便箱を設けて対応しています。

その他といたしましては、この後御説明させていただきますが、昨年11月に設置いたしました「食の安全に関するリスクコミュニケーションの在り方に関する研究会」を5回開きまして、これまで厚生労働省が取り組んでまいりましたリスクコミュニケーションについての検証、また、それに基づいて今後の進め方について検討をいただいたものでございます。

続きまして「食の安全に関するリスクコミュニケーションの今後の進め方について」について、簡単に説明させていただきます。

これは、今、申し上げましたけれども、昨年（平成16年）の11月4日から始まりまして、今年（平成17年）3月まで5回開きました。

途中、昨年（平成16年）12月に平成8年に大阪で起きました病原性大腸菌O157集団食中毒事件に関します最高裁判所の判断が示され、厳しい判決でした。この事件に対します厚生労働省の当時の対応がどうであったのかを具体的な事例研究の題材として取り上げまして、リスクコミュニケーションまたはクライシスコミュニケーションの基本的な在り方について御検討いただきまして、まとめたものでございます。

12ページから先が最高裁の判断についてのものでございます。

構成といたしましては、まず「（1）リスクコミュニケーションの意義」で、これまでこの委員会でもいろいろ議論になったところですが、説得とか、そういうものではなくて、双方向のコミュニケーションが大事だということ。また、リスクについての日常的なコミ

コミュニケーションが大事であるというようなこと等を一応まとめてあります。

次に「(2)リスクコミュニケーションに取り組む姿勢」で、心を開いて相手の話を聞くことが出発点であり、押し付けるようなことがあってはいけないと。また、国民すべてを対象として行うもので、中心的価値は国民に置くということ等々、いろいろ姿勢としてまとめていただきました。

実際にこれまで取り組んできましたことについては、4ページの2以降の「リスクコミュニケーションの取組についての検証」でございます。まず、リスクコミュニケーションの取組全般についての共通事項といたしまして指摘されておりまして、改善されたものもあるけれども、双方ともまだ納得感が得られない、不満が残った状態にあるということ。

また、厚生労働省におけるリスクコミュニケーションの目標が不明確であるということ、もう少し目標を明確にすべきだということ。

更には、用語、表現の使い分けがあいまいだということ、もっとわかりやすく表現も考えるべきだと指摘されておりまして。

また、風評被害という点もあることから、情報発信がいろいろな角度から十分な提供をすべきということ。

あと、マスコミを通じて情報提供することが多いわけでありましてけれども、行政がマスコミの情報提供の在り方についてよく点検して、よりふさわしい提供の仕方をするように等々指摘がございます。これまでの問題点を網羅的に指摘していただいたところでございます。

6ページを開いていただきまして、意見交換会でございます。わかりやすく説明するための手法としてビデオなどを活用する、視覚に訴えるということも今後は考えるべきだということ。

また、うまくいくかどうかについては、コーディネーターの力量が大きいということで、その訓練が必要だという御指摘があります。

意見交換会の時間不足で消化不良のまま終わることがないように、議論する時間をきちんと確保するということ。

また、アンケートにつきましても、どういう方が満足し、どういう方が満足していないかを問う貴重な情報でありますし、それを書いていただくための実施の在り方についての工夫が必要だということも指摘をいただきました。

また、情報伝達の技法についても訓練が必要だと御指摘を受けました。

ホームページにつきましても、1にも2にも見やすくということで、改善が見られてい



るけれども、まだまだ努力の余地ありということ。

Q & Aについては、非常に早い時期にいろいろ出せるようになったけれども、Q & Aがどこにあるか、探しにくいということで工夫が必要だということ。

また、いろんなリンク先を掲示してあるけれども、そのリンク先にどのような情報があるのかということをもう少しわかりやすくすべきではないかということも御指摘を受けまして、それらを受けて、今、ホームページのリニューアルをやったところでございます。

8ページに、今後の取組みのところ、リスクコミュニケーション全般ということでの御指摘で、一度で終わるものではなくて繰り返し実施するという。また、意見交換会やパブリック・コメントで出された意見がどのように施策に反映するかをもっと積極的に、わかりやすい情報発信をすべきだという御指摘がございました。

意見交換会につきましては、やはり平易な表現でやるということ、また、視覚に訴える工夫をするという御指摘がありました。もっと小規模な意見交換会を開くような工夫もすべきだという御指摘もありました。

このページにつきましては、子ども向けのサイトを作成していったらどうかということをお指摘いただいたところでございます。

リスクコミュニケーションに関する訓練につきましても、相手の立場に立って考えるという基本があった上で、情報伝達の技法を身に付けるための訓練が必要ということであります。

これを受けまして、今年度、厚生労働省といたしましては、部内の職員向けと、支部として地方厚生局がありますけれども、その食品衛生担当の職員を集めまして、研修会といたしますか、説明会を本日(平成17年4月27日)やっておるということでございます。

一応、これがこれまでの研究会の主立ったところであります。最後の12ページのところに最高裁の判断が出ました大阪の0157のことについての御意見でございます。

全般的な考察としては、こういう司法判断を受けて、行政の情報発信が消極的にならないようにということ。また、姿勢が後退することのないようにと。

一方、情報の出し方として、今度、専門家の方々に御協力をいただくのに、専門家はいるんだけど、もう少しその方々を使いこなす技術が必要だということ。

また、学問的に活用したときには問題ないけれども、出し方、情報の伝え方ということにつきましては、マスコミの特性も承知した上で発表すべきだということも御指摘がありました。これを基に今後のリスクコミュニケーションあるいはいろんな事件が起きたときの情報の出し方ということについて取り組んでいきたいと考えております。

以上、簡単でございますけれども、研究会の報告といたしますか、まとめてございます。

関澤座長 ありがとうございます。本委員会の委員でもおられる神田さんも研究会のメンバーでおられたようですが、我々食品安全委員会の「リスクコミュニケーション専門調査会」としても示唆に富む提言をいただけていると思います。ありがとうございました。

では、農林水産省の姫田様の方からお願いします。

姫田消費・安全局消費者情報官 農林水産省の別紙3に基づいて「農林水産省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について」をお話しします。

3月から4月にかけての実績でございますが、個別テーマごとの意見交換会ということで、先ほど内閣府の方から御紹介がありました。

1つは、直接食品の安全性に関するリスク管理ということではございませんが、我が国で行っております植物防疫についての理解を深めるという意味での意見交換会を開催いたしました。

また、5月のOIE総会で検討が予定されているBSEルールの改正に対するリスク管理を行うOIEルールの改正に対して、その手前で我が国から意見を出すための前段としての意見交換会をやったということです。

ですから、消費者あるいは関係事業者の意向を反映して、我が国の意見をとりまとめようということにしております。とりまとめたOIEに提出する意見については、この後、インターネット上で皆さんに公開することにしております。

あと、地方農政局等における取組ということで、シンポジウムとパネラーや講師の派遣等を行っております。

意見募集については、それぞれ4つのものがされております。

情報の発信ということで、ホームページやメールマガジンを通じた情報提供ということで従来から取り組んでおりますが、食の安全・安心トピックスは1万1000通を超えたところでございます。

また、前回もお話ししましたが、パブリック・コメントの募集一覧というところも設置した次第でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

関澤座長 ありがとうございます。特に、個別テーマごとの意見交換会ということで、OIEにおけるBSEルールの改正について、我が国から意見を出していくために意見交換会を開かれたという点では、我が国ではこれまでも国際協調を図ることをやっていますが、各界、すなわち生産者、消費者、その他の方からの意見を汲み取って行政がものを言

っていくという点で、必ずしも十分でなかったと思いますし、こういったことは非常に貴重な取組だと思えます。ありがとうございました。

それでは、今の食品安全委員会または厚生労働省、農林水産省の御報告に対して御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

唐木専門委員 厚生労働省のリスコミの今後の進め方の御意見は、我々も非常に参考になる、非常にもっともな意見が並んでいると思えます。これの今後の取扱いをどうされるのか、どのようにこれを実現されるのか、その辺をお聞きしたいと思えます。

松本大臣官房参事官 後のところで御説明することにしようかと思っておりましたけれども、まず、部内の職員についての研修について説明します。後半にありますけれども、国立保健医療科学院が和光市にありますけれども、そこで地方の職員向けに食品衛生の長期研修があります。その研修の中に部内職員の研修を入れる予定です。

また、農林水産省さんがそういうことをおやりになる時、厚生労働省も共催し職員の研修をやるかと思っております。それがまず1つであります。

それと、都道府県につきましては、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの今後の進め方」につきましては、マスコミで公表しますと同時に都道府県にも全部送りますし、地方厚生局にも送りましたし、いろいろ事あるごとに、もっと都道府県にもリスクコミュニケーションに取り組んでいただきたいという思いがあるものですから、こういうものを送ってリスクコミュニケーションとは何かということを知っていただきたいということとあります。

地方職員につきましては、先ほど申し上げました和光にあります国立保健医療科学院での研修コースを考えております。

ホームページにつきましては、これの結論がほぼ出かかったところで見直しまして、以前と比べると大分見やすくなったかなと思えますけれども、まだまだ工夫の余地はあると思えます。

さらに今年度は、先ほど載っておりましたキッズページと申しますが、子どもさん向け、小学校の高学年辺りを対象としたようなわかりやすい、例えて言えば、NHKの『週刊子どもニュース』というのがありますけれども、あれを目指して、ああいう感じのわかりやすいものを提供することで、今年度中にキッズページを立ち上げていきたいと考えております。

関澤座長 どうぞ。

神田専門委員 先ほど農林水産省の方からOIEの意見交換会の件について御報告があ

りました。私も参加させていただきましたが、あれはこういったラウンドテーブル方式でやったんです。ですから、リスクコミュニケーションのやり方として、ああいうスタイルというのもテーマによっては非常にいいなと思いました。

人数の問題とか、もしかしたらあるかもしれませんが、短時間にまとめていかなければならないという場合がございますので、私はよかったなと思うんです。その辺提案した側はリスクコミュニケーションのやり方としてどうだったのかということ、今、まとめていなければ今じゃなくてもいいんですけども、何かコメントがいただけたらこの参考にもなると思います。

それと、消費者とか消費者団体とか生産者とか業界の方とか専門家の方、あらゆる方に集まってもらったわけですけども、私が言うのも変ですけども、消費者側あるいは消費者団体がリスクコミュニケーションに慣れてきたかなという感じがいたしました。

今、やっているテーマ、今、話し合うべきポイントということをおぼえて、100%とはいいませんけれども、そして発言ができるようになってきているのかなという感じがいたしました。

一方、はっきり申し上げまして、焼肉業界というのはひどいところございまして、全頭検査ということがテーマではないんですけども、そのことばかり何かにつけて言うんです。それだけを言うと、姫田さんも非常に苦労なさっていたし、今はそういうテーマではないと言っても続けて、また次の機会に言うというような、それではなかなかリスクコミュニケーションという場がうまく行き来ができないと思いましたので、1つは感想です。もしコメントがあったらしていただければと思います。

もう一つ、私はこの委員会をちょっとごぶさたしておりまして休んでいたものですが、少しずつれているかもしれないんですけども、用語集の改定版が出まして、50ほど追加されたということですが、それはこの中に溶け込んでいるわけです。50というのは何が追加されたのかという一覧表みたいなものはあったのでしょうか。それが今ではなくてもいいんですけども、あるといいなと思ったりしたのと、それは追加だけであって、今まであった用語に対しての説明が何か加わったりとか、変更になったりということないわけですか。

藤本勸告広報課長 用語集の方から御説明させていただきます。用語集につきましては、1年間経った中でいただいた意見を踏まえて見直そうということで行いました。

取り分けモニターの方に具体的にどういう用語を追加したらいいかというのを聞いたりして行っています。それで用語の追加を50程度したのと、モニターの方から具体的にこの

表現がわかりづらいというものもいただきまして、それをできるだけ踏まえるような形で図表の追加もしたらどうかということもできるだけ対応するように、モニターの意見を反映させていただきました。

あと、モニターの方から索引を入れるようにという御指摘があったのでそれを追加し、また目次構成も大幅に見直して、できるだけわかりやすくいいものに改めたという作業をさせていただきました。

以上でございます。

関澤座長 姫田さんどうぞ。

姫田消費・安全局消費者情報官 神田さんの方から評価していただいてありがとうございます。

今回、まず最初のラウンドテーブルでお話しいただく方の集め方についてもかなり検討いたしまして、まず、いわゆる生産者、流通の方についてはそれぞれ当方が指定した団体の中で自由にどなたでも出してくださいということで、それぞれの団体の中で選んでいただきました。

消費者につきましては公募をしまして、そしていわゆる出席者の学識経験者の方に順位を付けていただいて、それで上から8人と言っていたんですけども、生産者、流通側が9人になってしまったので、9人選ばせていただいて、生産、流通業界関係と消費者と同数になるように結果論として18人という大きな人数になりました。

昨年も同じような形でやったんですけども、そのときはラウンドテーブルに着いていない方は傍聴だけということにしたんですが、広く皆さん方から意見をいただくということで、ラウンドテーブルの意見交換を中心に、最後には傍聴ではなくてラウンドテーブル外の方も参加者ということで意見をいただいたという形にしました。こういう形でやったのは今回初めてです。全員を参加者という形で、ラウンドテーブルの方を中心に話をさせていただきますけれども、来られた方全員が参加者という形をとらせていただきました。

先ほど神田さんから言っていたように、18人のほとんどの方は趣旨を御理解いただいていたと考えております。

ただ、おっしゃるように、今回はO I Eルールなので、日本のリスク管理の単独の話だけでもないですし、勿論アメリカの話でもない、勿論関連はしますけれども、今回はO I Eルールについて意見交換をしましょうということは何回もお話ししました。大体の方は理解していただいたと感じておりますが、やはり何回も私の制止を振り切ってしゃべられたというところがございますので、これからもできるだけやっていこうと思いますが、や

はり会の運営そのものも、そういう点に関しては厳しく対処していくつもりではあります。

また、今後もいろんなリスクコミュニケーションの中で、私どもとしては拍手をしたり、やじを飛ばすということは場合によっては退場していただくということも含めて何らかの措置を取りながら、勿論できるだけいろんな意見をどんどん入れていきたいと考えております。

関澤座長 リスクコミュニケーションについて、改善すべき点はまだあるものの進化しつつあるという1つの事例であろうかと思えます。

今、姫田さんから御紹介があり、厚生労働省の研究報告書にもありますが、進行調整役をはかるコーディネーターの力量、あるいはそういったもののキャパシティービルディングといいますか、そういったものが非常に大事だと思われまじし、これは後ほど御議論いただく人材養成となっておりますが、リスクコミュニケーションの専門能力をどういう方たちがどういう場で養成していくかという問題にもつながると思えますし、また、厚生労働省の研究報告では、4ページで、現在の評価の前提として厚生労働省におけるリスクコミュニケーションの目標はどこに置かれているのか、目標を設定し、自己評価してみることも必要と書かれています。これは私たちも後ほど議論する評価の基準にも関係してくるかと思えます。そういったことで、幾つか私たちが参考にできるものであると思えました。ありがとうございました。

どうぞ。

唐木専門委員 今の神田さんの質問について一言だけコメントを申し上げますと、その前の厚生労働省の研究報告もそうなんですけれども、リスクコミュニケーションの問題は、コーディネーターとか、その問題も勿論ありますけれども、むしろ私は今のシステムの問題の方が大きいと思うんです。

それは、ここでも何回がありましたけれども、各ステークホルダーの団体が出てきて、自分のメッセージを言って終わると、議論になっていないと、これが一番大きな問題だと思っています。

ですから、ラウンドテーブルも結構なんですけど、そこでどのぐらいディスカッションがあったのか、そこが問題になると思えます。

ある業界団体の人が全頭検査の話ばかりしていたからけしからぬという話もありましたが、ある業界団体はもう既に半分つぶれてしまったり、あるいは1割つぶれたりという非常に大きな経済的な被害を受けているところがある。自分たちの窮状をどこでどう訴えていいのかと、その場所が本当にリスクコミュニケーションの場にあるのかと、そういう

ところが1つ問題だろうと思います。

そういう本当に困っているところが、それを訴えるのであれば、なぜ全頭検査ばかりを問題にしたのか、そこのバックグラウンドを本気で議論するといったような場もつくらなければいけないと私は思っております。

ですから、形式的に、今日はこの場だからこれだよというのもし方がないのかもしれませんが、そういうステークホルダーもいるんだと、ではそれをどう解決するのかということも当然リスクコミュニケーションの非常に大きな課題として考えなければいけないと。そんな感じがいたしましたので、一言。

関澤座長 唐木さん、どうもありがとうございました。

私の話しの途中で発言されたので言いそびれたんですが、もう一つ食品安全委員会の報告のところで、忘れないうちに申し上げておこうと思ったんですが、後ほどホームページの御紹介もあるようですが、意見募集をやっておられて、応募状況、それから募集期間についての報告はあるんですけども、何件意見があったのかということのみで、どのような意見が出ていて、それにどう応じたかというのは、私がホームページで見る限りでは必ずしも明らかではないということで、これは透明性というか、リスク評価についてのコミュニケーションを更に活性化していく上では、今後考えていただいた方がいいかなという印象を持っておりますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

藤本勸告広報課長 後ほどホームページを実際に見ていただきたいと思いますけれども、その中で御紹介させていただきたいと思います。

関澤座長 それでは、御報告だけで終わってしまっただけではいけないので、今日は平成17年度の第1回ということですので、今年度の計画について御紹介させていただきたいと思います。

西郷リスクコミュニケーション官 資料2-1「食品安全委員会が開催する意見交換会等の実施方針(案)」をご覧くださいませでしょうか。

まず、前回は御紹介いたしました、参考1という運営計画をちょっと見ていただけますでしょうか。

これは3月31日の委員会で決定されたものでございまして、委員会活動全般の運営計画を載せてございますが、この2ページ目に、まず「リスクコミュニケーション専門調査会」の開催について書いてございます。

それから4ページにリスクコミュニケーションの推進ということで、各省連携して17年度は意見交換会を30回、あるいは食品安全委員会は地方公共団体との共催によって意見

交換会を 10 回と書いてございます。

その他、右側のページにそれに必要なこともいろいろ書いてありますので、一応御紹介をしておきます。

資料 2 - 1 に戻っていただきますと、計画といっても非常にラフでございますけれども、特に意見交換会についてはなるべく 3 府省連携してやっていきたいと考えてございます。

テーマといたしましては、リスク分析というのは、なかなか頭でわかって実際に当たってみるとなかなかうまくいかないということがありますので、そういったことをみんなで議論したいと。

それから、今は特に B S E がいろいろ騒がれてございますけれども、その他非常に関心が高いものだとか、意見が対立しているものについては臨機応変に対応したいと思っております。

それから、国内外の考え方の御紹介ということも考えてございます。

意見交換会の開催方法につきまして、今、若干議論がございましたけれども、内容によりまして、小さなものから大きなものまで考えてまいりたいと思っております。

開催計画を見ていただきますと、食品安全委員会は全国の地方公共団体と 10 回ぐらいやるんだと先ほど申しあげましたけれども、希望を取ったところ、今のところ意見交換会につきましては、5 道県ほど、委員会からの講師の派遣につきましては、20 自治体ぐらいから御希望をいただいているところでございます。今後増えると思えますけれども、そういったものに適切に対応してまいりたいと思っております。

開催地域で北陸とか東北とか書いてございますけれども、まだこれは未定でございますので、今後日程を詰めたいと考えてございます。

それから、意見交換会以外のことにつきましても、今回はいろいろ検討したいと。例えば、インターネットによる世論調査みたいなことだとか、そういったことにつきましても検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

関澤座長 ありがとうございます。

どうぞ、よろしく申し上げます。

松本大臣官房参事官 それでは、資料 2 - 2 につきまして、厚生労働省の今年度の事業運営計画を説明させていただきます。

意見交換会でございます。お手元の 5 ページのところに意見交換会の実施計画というのがあります。



本年度、当省が主体となって実施する意見交換会といたしましては、10回から12回程度開催することとしております。このほか必要に応じまして、BSE問題などの意見交換会も実施するという考えています。

テーマにつきましては、基本テーマといたしまして、これまで当省が実施いたしました意見交換会のアンケートの調査ですとか、食品安全モニター・アンケート調査等によりますと、残留農薬、輸入食品が非常に国民の関心がございます。そういうことでありますので、また来年の5月からは残留農薬に関するポジティブリスト制を施行することとしておりますので、今年度の基本テーマといたしましては、輸入食品の安全性と、残留農薬等のポジティブリスト制度の導入ということで、全国各ブロックで意見交換会を実施すると考えております。

また、個別テーマといたしましては、汚染物質として有機水銀ですとか、カドミウムの問題、また添加物の問題、輸入食品監視指導計画、これは法律に基づいてリスクコミュニケーションを行うことになっております。

開催のスケジュールにつきましては、四半期に分けておりますけれども、4月から6月までの第一四半期で、OIEコードにつきましては、もう御説明しましたとおり、今月の18日に開いているところでございます。

また、基本テーマにつきましては、6月に福島市で開くということを考えております。

第二四半期といたしましては、水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項等についてということで、これは7月ごろを予定しておりますが、開催地等についてはまだ未定でございます。

輸入食品と残留農薬の問題につきましては、8月に名古屋市、9月に千葉市と考えております。

第三四半期ですと、輸入食品と農薬の関係で、時期はまだはっきりしておりませんけれども、小樽市、京都市、山口市ということで考えておりますし、輸入食品の監視指導計画について、時期及び開催地は未定ですけれども、1回から2回開こうとしています。

第四四半期につきましては、輸入食品と農薬のポジティブリストにつきましては、鹿児島市と新潟市で開催するということで考えています。

また、3ページに戻っていただきまして、ホームページでございますけれども、先月の22日に更新しましたけれども、まだこれで100%安心しているわけではありまして、またいろんな御意見をいただきながら、時期を見て改善を図っていきたいと考えております。

また、先ほど唐木専門委員からの御質問のときにお答えいたしましたけれども、この研

究会で御意見が出ましたように、子どもが理解できて楽しんで見られるように、キッズページというものを今年度ホームページとして立ち上げたいと考えております。

3番目としまして、リスクコミュニケーション担当者の養成研修ということで、部内対象者の研修と、地方自治体職員を対象とする研修ということを考えております。

ちょっと言い忘れましたが、1番の意見交換会で本省が主体となってやるもののほかに、地方厚生局による意見交換会というのも考えておまして、最低1地方厚生局1回はやるようにということで働きかけておりますので、10回から12回のほかに、地方厚生局の部分が付け加わるということでございます。

あと、関係機関との連携につきましては、関係府省と連携をとりながらやっていくというのと同時に、地方自治体あるいは地方厚生局との連携を密にしてやっていきたいと。また、消費者団体との交流の促進を図っていきたいと思っております。

パブリック・コメント等につきましては、これまでどおりいろんなテーマについて情報公開を着実に実施していくと考えております。

以上であります。

姫田消費・安全局消費者情報官 それでは、農林水産省から資料2-3に基づいて御説明いたします。

消費者等との懇談会等の開催ということで、まず個別テーマごとにBSE、アクリルアミド、水銀、ダイオキシン類、かび毒、カドミウム、遺伝子組換えなどについてリスクコミュニケーションを実施します。

これは、農林水産省本省で実施するもので、ものによっては昨年も農薬で2回神戸と仙台でやりましたが、そういうことをできるだけ実施したいと考えております。

あと、地方農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局が主催する意見交換会を農林水産消費技術センターと連携して実施します。これは、それぞれのブロックごとに1回以上実施するというので、現在の開催予定としては、第二四半期に北海道、東北、関東、北陸で、第三四半期に東海、近畿、中四国、九州、沖縄で開催いたします。

課題については、まず、いわゆるリスクアナリシスについてしっかりお話しするとともに、関心の強いものについて、例えば残留農薬ですとか、かび毒などについて実施する予定にしております。

あと、消費者などとの定例懇談会、これは大臣との懇談会でございますが、これも随時実施することにしております。

それから食品安全委員会、厚生労働省との連携も図りながら意見交換会を開催時に出席

することにしております。

情報提供でございますが、消費者団体などが開催されます勉強会に積極的に参加するという。特に地方農政局につきましては、地域でネットワークをつくって、勿論私どもだけではなくて、厚生労働省の下部組織あるいは保健所、そしていわゆるフードチェーンの方々等も含めてネットワークをつくって、その情報提供を実施しようとしているところでございますし、実施することにしております。

また、それぞれの本省、地方農政局、それから消費技術センターのホームページでの「食の安全・安心情報交流ひろば」を通じて、関係者に情報提供を図るということ。

それから、先ほどもお話ししましたけれども「食の安全・安心トピックス」、今、1万1000通あまりでございますが、これで農林水産省、食品安全委員会、厚生労働省、そして環境省もでございますが、それについての情報提供を毎日平日、休みの日以外は毎日情報提供を実施することにしております。

そのほか、研修ということ、リスクコミュニケーションの能力アップということでございまして、私どもの方で本省、地方農政局でリスク管理行政に携わる職員を対象にリスク管理と情報提供に関する研修を実施いたします。

本省では、リスク管理研修を実施したところでございますし、いわゆる地方職員についても管理職クラスと中堅、そして初心者ということでのリスク管理と併せてのリスクコミュニケーションの研修あるいは実習を実施することにしております。

あと、ここには書いてございませんが、どうも地方自治体でのリスクアナリシスの理解がまだまだ不十分だと考えておりますので、地方自治体の職員の方々を対象にリスクアナリシスの研修というか、講演会を実施することにしております。

それから、農林水産省で行いますリスクコミュニケーションの効率的な運営を図るために、インターネットを利用してアンケート調査を実施することにしております。あと、それぞれ各関係機関との連携を図りながらリスクコミュニケーションを実施することは当然のこととして考えているところでございます。

以上でございます。

関澤座長 ありがとうございます。いつもは、関係各府省の御報告は、非常に短い時間でお話をさせていただいたので申し訳なかったのですが、かなりいろいろ多彩な努力をやっていらっしゃるということが御報告にあったと思います。

まだ今日の議題に入っていない段階なんですけれども、2、3もし御質問、コメントがありましたら、どうぞお願いします。

どうぞ。

中村専門専門参考人 簡単にお伺いしますけれども、今、内閣府と厚生労働省と農林水産省があったんですけれども、部内職員への研修ということを盛んに強調されておられまして、前からずっとやっておられるんですけれども、こういった方が講師になられるのか、あるいはどういうテキストを使われておられるのか、参考までにお伺いできますでしょうか。厚生労働省の方をお願いします。

松本大臣官房参事官 これから、まずはリスクコミュニケーションに出ていく職員を対象にということで、食品安全部の各課に候補を出してもらって、その方々を対象にやることにしておりますけれども、テキストブックについては、これから検討しようということでございます。

姫田消費・安全局消費者情報官 私どもは具体的には、従来は外部講師ということで、例えば甲子園大学の木下学長をお呼びしたり、あるいは内部では私どもの山田政策課長を中心に講師としてやっております。

もう一つは、テキストはそのときそのときという形になります。それともう一つは、いわゆる模擬意見交換会をしたりということで、実際のワークショップの形で実施しております。あるいは、昨年は、それぞれのリスクコミュニケーションのときに、リスクコミュニケーションを見させて、その後の反省会も含めて、自分たちでどういうところがよかったか、悪かったということを議論してもらって、その後、実際に模擬意見交換会をやらうということ。それでその間でもう一度よかった点、悪かった点の議論をするということを実施してきております。今年もそういう意味で、実義的なところでウェートをかけてやろうと思っております。

中村専門参考人 1つだけよろしいですか。その場合に、やる前とやった後の職員の方のレベルアップといいますが、その検証というのはされておられるんですか。

姫田消費・安全局消費者情報官 そこは、むしろ我々感じているだけでございまして、現実には、その後、実際にリスクコミュニケーションということではなくても意見交換会なり、あるいは具体的に東北なんかは、かなり情報提供をしておりますので、具体的に直接現場に出ていってもらうということになります。

関澤座長 どうぞ。

小川専門委員 東京都ですけれども、私どもも自治体に対して国の方からいろいろと御支援いただくのはとてもありがたいことですし、これからどうやって進めようかということも考えなければならぬんですが、一点、国の方が行うリスクコミュニケーションと自

治体が行うリスクコミュニケーションの本質的なテーマの取り上げ方というのが違ってくると思うんです。

いわゆるリスク評価の部分がやはり国の方の役割で、リスク管理は自治体がメインだと思うんです。それから、自治体の中では、必ずしも横串になっていなくて、縦割が十分残っております。

そうなると、消費者を抱えている県と、生産者が強いとか抱える県と、自治体の職員によって全然質が違って来るし、取り上げるテーマも違って来ると思うんです。

ですから、私どもにいろいろと御支援いただくのは本当にありがたいんですけども、その辺のところ十分に整理されて行っていたかかないと、逆に受けた方が非常にどうしていいのかわからなくなるようなことになるといけないと思いますので、その辺についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

姫田消費・安全局消費者情報官 あまり議論するつもりはないですけども、現実には自治体によっては、リスクアナリシスそのものがわかっていらっしやらないというようなところがあります。食品の安全に関するリスクコミュニケーションといいながら、いわゆるIT技術を使ったトレーサビリティのリスクを課題にされたり、あるいはリスクコミュニケーションといいながら会場からの意見は一切受け付けないというようなものをやられたりというようなことがありましたので、その面で、リスクアナリシスでどうやっていくのか、通常のリスクコミュニケーションというのはどういうものになるのかということだけを我々は御提示して、中身については、当然自治体が考えていただくことだと考えております。

関澤座長 どうぞ。

小川専門委員 自治体は、先ほどの研究会の報告にありますように、どちらかというところ、クライシスコミュニケーションの方が、食中毒の発生とか、そういうのが常に迫られているものですので、リスクコミュニケーションの中の一部としてとらえるのか、それともクライシスコミュニケーションなのか、その辺のところも十分に御説明はいただきたいと思ひます。

姫田消費・安全局消費者情報官 カリキュラムの中には当然リスクコミュニケーションの一部としてクライシスコミュニケーションについてもお話しする予定にはしております。

関澤座長 いろいろ御意見はおありだと思ひますが、今後とも中村さんの方からも御指摘のあったように、農林水産省、厚生労働省、食品安全委員会も含めまして、いろいろと新しい教訓とか御経験が出てくると思ひますので、その都度、まとめたものを御紹介いた

できればありがたいと思います。ありがとうございました。

約一時間ぐらい経過しましたが、これからやっと議題の1に入ることになりますので、皆さん御協力をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

資料3を用いて、西郷様の方でお話しいただくよう、お願いします。

西郷リスクコミュニケーション官 BSEにつきましては、ここ数回、リスクコミュニケーションの推進方法についてアドバイスをいただいているところでございます。

前回からの継続のテーマにつきましては、今日は2件ほどアドバイスをお願いしようかと思ひまして、資料を用意いたしました。

1つは資料3でございます。3月31日に「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価(案)」に関する意見募集が「プリオン専門調査会」での議論の後に、委員会からかかったというところでございます。

評価書(案)は議論の積み重ねでございますし、難解な点もあるかもしれないということがございましたものですから、意見を出す方々の理解を促すために、ポイントと用語の解説を、実は1週間遅れて4月8日にホームページにアップをして、それからいろいろなところに御連絡を申し上げたところでございます。

1つめくっていただきますと、最初がパワーポイントの打ち出しになってございますが、これが要するに意見・情報を求めているところ、ポイントについてということでございます。何枚か議論のポイントが書いてございますが、今回、なぜ1週間もかかったかということでございますけれども、やはり「プリオン専門調査会」での御議論を正確に伝えることの難しさということと、もう一つは迅速に伝えることの難しさと申しますか、この点はこの間と同様に味わっているところでございます。

基本的には、どのような評価を依頼されたのか、議論を進められたのかといったことについて、各スライドのタイトルは、こちらで考えてこのようにしたのですが、中身につきましては、これは表現を変えるとまた誤解を生むということもございますものですから、「プリオン専門調査会」の金子座長代理に見ていただきながら、ほとんど評価書の中からポイントのところを抜き出した形で落としてあるという形になってございます。

これが理解の一助になったかどうかという点につきましてはわかりませんが、ホームページで意見募集が始まってから、これを掲載するまでの間は、コメントを書こうと思ってもなかなか難しいという御意見をいただいていたのですが、これが載った後は、御覧になったの効果がどうかかわからないんですけれども、「わからない」といったご意見は少なくなっております。

ただ、これに対するアクセスが多かったかという、そうでもない、それはどういふことかなということを考えています。

次に 11 ページを見ていただきますと、それと同時に用語の解説ということで、今日はお手元に用語集をお配りしましたけれども、その前から今度の評価に関係するような言葉を抜き出しまして、別に用語の解説ということで同じところにアップして、御参考に供したつもりでございます。

まず、そこまで、よろしいでしょうか。

関澤座長 はい。それでは、資料 3 について御説明をいただいたわけですが、これについて御質問等がございましたら、お願いいたします。

これは、今、西郷さんの方から御説明がありましたが、今日でコメントの募集を締め切るということですね。

西郷リスクコミュニケーション官 はい、本日の 5 時が締め切りでございます。

関澤座長 それでは、もしございませんでしたら、関連ですと資料 4 を使って、前回少し議論になったわけですが、御紹介いただきたいと思います。

西郷リスクコミュニケーション官 前回、2 月 4 日に国内で初めての v C J D の症例が確定されたという情報が厚生労働省から発表されました。奇しくもこの 2 月 4 日には、「リスクコミュニケーション専門調査会」が開催中だったということもございまして、プレスリリースの資料が届いたときに、お話し申し上げて何かすべきというような御指導を受けたということでございます。

前回の御議論では食品安全委員会の委員長が、こういう談話を即時出すということ自体は悪いことではないというお話でございましたが、こういう委員長談話という形がよろしいのか、内容的にどんなものか、あるいはタイミングがもっと早くならないのかという議論がございました。

そこで、今回は、特にタイミングの点について、どういうふうな経緯だったのかということ資料 4 ということで、公表までの経緯等ということで載せておりますが、もう一回整理いたしますと、当日の午後 2 時に厚生労働省の発表があったわけでございます。それでプレスリリースの資料を受けて、午後 2 時からちょうど「リスクコミュニケーション専門調査会」の会合をやっていたわけですが、その途中でちょうど松本さんがいらしたものですから御発表いただいて、そのときに何か対応をしなければいけないのではないかということ委員のメンバーからもいろいろ御指摘をいただきました。

これは委員長の談話だけではなくて、そこに書いてございますように、Q & A は前から

あったんでございますけれども、これを少し更新いたしまして、その作業をしたものと一緒にアップしたということでございます。

結局、5時ごろから作業を始めて、関係方面への説明をいたしまして8時ごろになったということでございます。

こういったときに、先ほどのクライシスコミュニケーションのお話ございましたけれども、やったこととか、スタイルの問題とか、あるいは内容につきまして、アドバイスをいただければ、今後の参考となると思いますので、よろしく願いいたします。

関澤座長 前回にも少し議論をしたと思いますが、リスク管理機関である厚生労働省がこの場合は主に矢面に立ったと思いますが、食品安全委員会としての関わり方からタイミングの問題、内容の問題等々、委員の中にはいろいろ御意見もおありだと思いますので、お願いしたいと思います。

小川専門委員 クロイツフェルト・ヤコブ病が出たときに、私どもの方もいろいろな問い合わせがございました。この問い合わせは、プレス対応午後2時の前に、既にテレビ各社が報道しております。

ですので、どちらかというところ、情報の同時発信みたいなことが行われていただけると、問い合わせに対して的確に答えられると思うんですが、それが全くないものですので、逆にお問い合わせをいただいた方は不信に思ってしまうということもあると思いますので、その辺については、特にクライシスコミュニケーションの場合においては、情報の一元的な発信、そういうようなものが非常に重要になってくるんじゃないかと思います。

関澤座長 ありがとうございます。

どうぞ。

神田専門委員 私も2月4日をお休みしていたものですから、何か意見を出したような記憶がございましたが、ちょっと定かではないんですけれども、多分ずれていないと思いますので申し上げたいと思いますが、早く出してくださったということについては、私の周りのものもみんな早くてよかったねという話はあったんですけども、ただ、内容との関係で、ここでは1、2、3とあって、2のところについては、これは現在わかっていることを伝えるということなんですけれども、ですから聞く側は、この問題、あるいはこれと言えば、この病気に対して、今、どんなことがわかっているのかということ。

それと、原因究明というのがこの後にちゃんとやるよということを知りたいとか、そして、わかったときには情報提供されるんだということが知りたかったという声がありまして、私もそうだなというふうに思うんです。



ですから、1のところ、既に英国滞在時に感染した可能性がということも書かれておりまして、多分こういった見方もあったのかもしれませんけれども、これをここで言う必要があるのかなとか、あと3のところ、食品安全委員会の委員長の談話として、こういったことまで触れる必要があるのかなと思いましたが。その時点で言えることは、正確にいち早く言うということはあるかもしれません。そういう感想です。

あと、緊急時体制をどうするという資料がメールで送られてきましたね。あの対策とこういったこととの関係ということもあるのかなと思ったんですが、それはまた後で話があるのでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 前段の御意見の方は当然で、緊急時との関連につきましては、前回から御議論をいただいているところでございますので、今日、この後に御議論いただくことになっております。

関澤座長 緊急時のことで、先ほど小川さんからプレスリリースの前にもう報道があったということなんですけれども、これはどういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

広瀬医薬食品局食品全部企画情報課長補佐 私どもも、なぜ先にそういう情報が流れているのかよくわからないんですが、多分、この判定を決めるまでに、委員会とかを開催していますので、マスコミの方でそういう動きがあるなということで、半分推定みたいなことなのかもしれませんけれども、報道されているのかもしれません。詳細なところは不明でございます。また小川さんからお話がありましたように、発表する前に自治体の方と十分なコミュニケーションがとれると良いと思っているんですけれども、なかなかこのようなお話になってきますと、情報として決まった段階で、とにかく速やかにお出ししなければいけないということがありますので、役所の側で抱えていられる時間というのは、昔に比べて少なくなってきているのが実態というところだと思います。

やはり、事象が起きたときに、すぐお知らせせざるを得ないので、恐らく本来であれば関係するところとも十分に打ち合わせをした上で、こういう体制でやるよということで一斉にやるのが本来国民の側から問い合わせがあったときとかもスムーズに行くとは思いますが、やはり厚生労働省も過去にいろいろと情報を長く持っていたことによって、その間にいろいろ被害が起きているという御指摘をいただいていることもありまして、迅速に出すということと、連携をうまくとってやるというところのバランスは、なかなか難しいのかなという印象を持っております。

小川専門委員 今回は、本当に2時発表で、2時同時にメールを送っていただきましたので、これで随分助かったんですけれども、ただ、厚生労働省の中でも食品の部局と、今

回特殊疾病対策、部が違うとか、そういうような関係で自治体の中でも情報のうまい連絡が、ちょっとタイムラグがあってしまったとか、そういうことを聞きました。

三牧専門委員 時間がなかったということなんですけれども、例えばそのとき初めて陽性だとわかったものではなくて、可能性としてはずっと来ていたはずなんです。だとしたら、可能性が高くなってきた段階で、これは来そうだと。来た場合には、ここにこういう連絡をして、この文章でつくっておこうと。違ったら違ったらでこういう文章を流そうというような準備というのはあったんでしょうか。つまり、確定してから動くというよりは、70%だとか80%になったと、いよいよだといったときに、もう準備段階ができていているという方が非常にスムーズに行くような気がするんですが。

広瀬医薬食品局食品全部企画情報課長補佐 もともとこの症例の方自体、皆さん発表をお読みになられているかと思えますけれども、変異型というよりは、本来のクロイツフェルト・ヤコブ病の容態を示していた可能性が非常に高い中で、変異型的な要素もあるということで、フォローアップをされてきたという状況です。その時点から、確かに可能性としては考えられていたということで、当然、今、御指摘のあったようなことも含めて備えておくということもできたんじゃないかというのは、まさにそのとおりかなと考えています。

ただ、今回の件については、なかなか食品の部局と、お話がありましたように疾病対策の部局との関係もありましたし、食品の部局では、必ずしも十分な準備ができていたかという、そうではなかったかもしれないということは感じております。

関澤座長 今後、緊急時対応のことで、議論する時間があると思いますので、またそのときに、特に食品安全委員会の中には緊急時対応の別の専門調査会がありますので、そこで今どういうことをやってきているかということと、本当はもう少し我々と連携をうまく取っていかねばいけないと思っているところですので、御議論いただければと思います。

唐木専門委員 この前もちょっといいましたが、厚生労働省の中では準備されていたと思います。しかし、その中に食品安全委員会が全く念頭になかったところが私は問題だと。当然これは食品に関連する問題ですので、同時に情報を共有して、もしそうだった場合は食品安全委員会にこういうコメントを出すぐらいの準備があっただけよかったということは感じております。

西郷リスクコミュニケーション官 どうもいろいろと御議論ありがとうございました。特に私どもの受け止め方といたしまして、とにかく何か食品に関係することがあれば、何

らかの迅速な対応はすべきであるということだと思っただけですけれども、ただ中身がいろいろと考えられるという御意見なんだと思います。

前回の御議論では、やはりたしか三牧さんからだと思いましたが、逆に3番があったからよかったというような御意見もあったわけですので、今後、緊急時対応との話も考えながら、どういったメッセージを委員会として出していくべきかということについて、いろいろ御議論をいただいて、ガイダンスをいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

関澤座長 それでは、まだまだ御意見はありだと思っておりますが、今日、先ほど申しましたようにコメントの締め切りであるということと、アメリカから代表団が今日お見えになっている議論されているということですので、また新たな進展が来月に向けてあると思いますので、この課題はリスクコミュニケーションの課題としても非常に重要な問題だと思いますので、引き続き来月以降について御議論いただければと思います。

それでは、議題の2の方の「効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法について」ですが、私どもの専門調査会では、親委員会の食品安全委員会から調査を依頼されている事項がございますし、そんな中で効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発ということも依頼されているわけですので、この辺について、もう一度確認のために西郷様の方から御説明をいただきたいと思っております。

西郷リスクコミュニケーション官 かしこまりました。では、手短かに。恐縮でございます、参考の5を見ていただけますでしょうか。

いつも持ち出して恐縮でございますが、今の「リスクコミュニケーション専門調査会」に食品安全委員会方から御議論をお願いしているというのがこの紙でございます。

実際の問題につきましては、下の方に点々と7つのポツがございますけれども、これが議論をしてほしいという事項でございます。

これを見ますと、上の4つはいろいろ動いてきたことの中で、特にいろいろやらなければいけないこと。下の3つ、迅速かつ効果的なコミュニケーション、あるいはいわゆる風評被害対策、あるいは国際的なリスクコミュニケーションというのは、多分「リスクコミュニケーション専門調査会」自らが作業を行ってやっていかなければいけないものなのかなと思っております。

経緯を考えると、7つの点はすべて昨年御議論いただきました『現状と課題』の今後の取組に入っていたものでございます。

唯一委員会でもって付け加わった点は、下から3つ目の迅速かつ効果的なというのがご

ざいますけれども、これが『現状と課題』では、迅速なコミュニケーションを行うためのシステムの開発ということだったわけです。それが委員会で早いだけではだめでしょうと、きちんとしたものじゃないとだめだということで、効果的なのというのが加わったということでございます。

その御紹介をこの調査会でしていただき、まずは効果的なのところが重要だろうということで、この辺から御議論をいただいて、システムの開発ということで何が効果的なのかということを図る上では、例えばリスクコミュニケーションを評価する方法が必要であろうといったことがあって評価の話になってきたのではないかと考えております。

それと、上の4つの点を議論するために、先ほども議論になってございますが、人材養成といったことがいつも付いて回る話でございますが、それについて先に議論をしようかといった流れで今まで議論が来たのではないかと考えてございます。

整理としては、以上でございます。

関澤座長 今、御紹介いただきましたが、現状と課題で掲げられました7つの課題のうち、上の4つは食品安全委員会が主に行ってきたことに対して「リスクコミュニケーション専門調査会」が助言なりいろいろ支援をしていくという部門ですが、下の3つ「迅速かつ効果的なコミュニケーションを行うためのシステムの開発」「いわゆる『風評被害』の原因究明と防止の方法の開発」「国際的なリスクコミュニケーションの推進」というのは、むしろ専門調査会が中心になってやるべき課題と考えられます。

これについて、更にいろいろ御議論いただきまして、本年度のまとめの中で新しい提言を出していければと思っております。

関連の資料として5 - 1と5 - 2を御説明いただいた方がいいでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 はい。それでは、よろしければ説明させていただきます。

資料5 - 1につきましては、今まで「リスクコミュニケーション専門調査会」の委員がどのようなものに参加したかということについてご質問がございましたのでつくったものです。

これは、平成16年度に食品安全委員会が企画・主催したものの、3府省でやっておりますが、そのうち食品安全委員会がチェックしたものという趣旨でございます。これを見ていただきますと、1ページ、2ページとございますけれども、いろんな例が出ております。見ていただければわかりますけれども、BSE関係が多かったことがございますので、プリオン専門調査会の座長代理でいらして、リスクコミュニケーションの委員もされている

金子先生があちこちに登場していただいて、本当にありがたいと思っているところでございます。

その他、一番右の方にございますけれども、これは私どもで確認が取れたものだけで、これ以外にも私はここには行ったというのがあるのではないかと思うんですけれども、かなりの方が意見交換会にはお出になっていただいているという状況でございます。

5 - 1 は以上でございます。

5 - 2 は、ポツの中でステークホルダーと意見交換をしていくべきだということで、委員会はどうなっているんだというご質問がございましたので、委員会ができてからずっといろんなステークホルダーの方々、団体と懇談をしてきた経緯だけを簡単に記載してございます。

昨年の12月からちょっと途絶えている感じになってございますけれども、実は、BSEのリスクコミュニケーションで出払っていることが多いものですから、なかなかできていないというのが正直なところでございますが、これは実績としてお示ししているところでございます。

関澤座長 それでは、効果的なリスクコミュニケーションについて、今後引き続き御議論いただくわけですが、今日のところは、それほどテーマを絞らずに、皆さんのお気づきの点を、むしろいろいろおっしゃっていただこうかと思えます。

どうぞ。

西郷リスクコミュニケーション官 それから、今日、御欠席の犬伏座長代理から、これについて若干の御意見をいただいています。意見や感想だけを述べているような感じになっているかもしれないので、リスクコミュニケーション専門調査会のメンバーとしては、一応こういったところには出席をするなり、何かするなりして、結果として反映できるような助言をしていくべきではないかという御意見をいただいておりますので、披露させていただきます。

以上です。

関澤座長 ありがとうございます。それでは、ちょっと幅広で申し訳ないんですけども、少し私の方で最初にお話をさせていただきたいと思えます。

1つは、先ほど御紹介いただいた資料の3に戻ってしまうんですけれども、BSE問題についてのポイントの解説ということで、これ以上はもう削れないという説明資料であるということで、金子さんほか非常に御苦労なさってつくられたものだと思いますが、前回、私の方でメチル水銀についての厚生労働省の注意事項のQ & Aというものを使って、

イギリスのそれに相当するものの比較を御紹介させていただきました。

結局、その考え方の骨子というのは何だったかという、これは専門家から見れば、恐らくこれでもぎりぎりの最低線というところではあるんだと思うんですが、これでも読むのに苦勞するというか、ここまでは要らないという方も恐らくおられるんだと思うんです。そうすると、だれに対して何を伝えようとしているかということやリスクコミュニケーションではよく考えていかなければいけないということの一つの例ではないかと思うんです。

もし、例えばさっきキッズページとかがありましたが、恐らく子どもはこんなことはとても読めないですけれども、それ以外の方でも一般の消費者の方ですと、なかなかこれを御理解するのは大変だと思います。

そうすると、予備知識を持たない方向けの非常に短い、資料の3の中では結論(1)(2)(3)(4)というようなものがありますが、例えばこういったものだけを別に出しておいて、それについて詳しく知りたい方は、図とか表とかいろいろグラフもあるので、調べたければ御覧くださいというやり方もあるんじゃないかと。

そういったことで、リスクコミュニケーションではまず相手を知ることがよく言われますが、相手を知るというか、相手が何を知りたがっているか、何を思っているか、そこを考えてやっていくということが非常に大切なポイントの1つだと思うんです。そういうことが1つ考えられるかなと思います。

もう一つは、先ほど意見募集のことでちょっと言わせていただいたんですが、何か相手からアンケートをするとか、聞くというのは、これまで一生懸命やってこられたと思うんですが、それに対してちゃんと答える、答えたことがどこかで透明性をもって示されていくということがないとコミュニケーションにそもそもなっていないのではないかなと思うわけです。そのほかいろいろそれぞれのお立場でお気づきの点、迅速かつ効果的なコミュニケーションをやっていく上での障害、または改善の御経験、コメント等がありましたらお願いしたいと思います。

どうぞ。

近藤専門委員 では、ちょっと感想めいた意見になって申し訳ございませんけれども、話は戻って、委員長談話の資料なんです、1、2、3とあって、2と3というのは、まさにリスクコミュニケーションだったと思うんです。1というのは、緊急時対応であって、2と3というのは長年発症したものがいる、いないにかかわらずずっと言い続けてきたことを改めて繰り返したということで、2と3の知見が世の中にも、それからマスコミの方にも、それから消費者団体、一般国民にも、まあまあ伝わってきつつあったから一応言っ

たときに大丈夫なんだと、まず言ったときにみんなが安心して耳を傾けることができた。

それから、まさに2と3のリスクコミュニケーションを重ねてきた結果がこれだったんだというふうに評価できるのかと思います。ですから、これはたまたまBSEという目の前の問題を長々やってきた1つの効果的な例であったんだと思います。ですから、これが例えば農薬であるとか、遺伝子組換えであるとか、さまざまな問題について2と3を繰り返していくことによって、万一何か発生したときに、だから日ごろから私どもがこういうふうに申し上げてきたでしょうということが言えるようにしておくということが重要なのかなと思いました。

もう一つは、今、座長がおっしゃいましたけれども、コミュニケーションをしなければ単なるリスク発信、情報提供だけになってしまう、情報開示だけになってしまうということで、アカウントビリティとリスクコミュニケーションの違いというのは、そこにあると思うんです。

それで、メールマガジンもやったとお書きいただいていますけれども、メールマガジンをやるというのは、例えば企業であればメールマガジンを発信するときには、必ずお問い合わせ先はどうぞと、メールマガジンを読んだ感想はどちらにというのがあるんです。

それを受けて一両日中に返事をするという体制がなければメールマガジンは発信するというのは原則ですので、そういう体制をつくっていくことも、つまりいつでも聞かれたら答える準備があるんだという状況をつくっておくことが、やはりコミュニケーション活動の例かなと思います。

とりあえず、そこまでです。

関澤座長 ありがとうございます。姫田さん、今のことで何かございますか。

姫田消費・安全局消費者情報官 どちらかという、メールマガジンはむしろプレスリリースだけで、我々の整理としてはメールを送らせていただいているので、同じメールマガジンの登録のホームページには、消費者相談窓口を開設している、そこで聞いていただく、あるいは電話で聞いていただくということが基本かなと思っています。

もう一つは、メールマガジンはプレスリリースですので、プレスリリースを開けていただくと、それぞれの項目についての問い合わせ先は出ておりますので、ですから、全体としての問い合わせ先はホームページの問い合わせ先なり、消費者相談窓口にいただくと。それぞれの個別項目については、プレスリリースが当然問い合わせ先にあるので、そこで聞いていただくとということにしております。

関澤座長 どうぞ。

中村委員 先ほど座長がおっしゃった、相手をちゃんと知ってコミュニケーションを図ると。私は、今、本委員会に出しております、実際にパブリック・コメントからいただいた意見とかそういうものについては非常に丁寧に御説明をいただいているんです。ですから、それは当然公開の委員会ですから、内容は皆さんに伝わるし、議事録にも載るということで、それはかなり伝わっているんです。

ただ、私が若干気になっていることは、例えば普通の農薬とか、添加物であるとか、あるいは動物用医薬品とか、そういうリスク評価をしたことについてのパブリック・コメントというのは、やはり件数が非常に少ないんです。今度は、BSEの意見募集については山ほど来ていると思いますけれども、通常は非常に少ない。

恐らく、簡単に言えば、普通の人にはリスク評価のことはなかなかわからないだろうと思うんです。わからないからコメントのしようがない。ですから、よほどの専門家で研究してきた人ならば、それは理解できるから意見を出すんだけど、普通の人にはとても出せない。

かねがね思っていることは、トランスレーターが要るんじゃないかという気がするんです。トランスレーターというのは、つまり科学的な文字とか、あるいは表現とか、そういうものをあえていじるのではなくて、つまり今回のリスク評価、つまり健康影響評価については、こういうことがポイントなんだと、内容なんだと。あるいは、さっき座長がおっしゃったようなまず結論が幾つかあって、それを出すというのも一つの手だということで、あるいは重なり合うのかもしれないけれども、用語までいじってしまうと、それはせっかくそこまで詰めて議論された科学者には申し訳ないからできないと。ただし、これは一体どういうことを言っているんだということをパブリック・コメントの表紙みたいな形で出すと。そうすると、少しは一般の人にも理解できるんじゃないかと。

しかし、正直言って動物用医薬品とか、そういうようなことは、あるいは一般の消費者にはほとんど関心もないし、関係もないかもしれない。だけど、例えば新開発食品であるとか、あるいは農薬とか添加物とか非常に関心の深いことについては、そういう形でメッセージを出せば、反応が少し違ったものになるかなというような気がちょっとしています。

唐木専門委員 リスクコミュニケーションは、リスク評価のリスクコミュニケーションなのか、管理のリスクコミュニケーションなのか、ここをきっちり分ける必要があると思うんです。評価については、科学的な評価をするというのはもう決まっているわけで、私が座長をやっているところで今やっている動物用の飼料に抗生物質を添加してそれで薬剤耐性菌ができる、そんな問題については、一般の人には難し過ぎてわからない。ですから、



リスク評価のリスクコミュニケーションというのはほとんど専門家だけが質問をしてくる。それはそれなりに健全なリスクコミュニケーションだと思うんです。そういう人たちが一般の人たちにどうやって砕いて説明をするのか、その段階が1つある。

今度、それが実際のリスク管理になると、一般の人もかなり興味を持って来るだろうと。ですから、そのときはそのときでまたその説明の仕方があるんだと思うんです。管理はまた科学だけで決まるわけではなくて、国民感情とか、あるいは費用対効果とか、いろんなものが入ってくる。その辺の議論は当然リスクコミュニケーションの中で行われるべきですので、ここをきっちり分けるというのが、1つ混乱を避ける大きな要素ではないかと思っています。

食品安全委員会で行っているのはリスク評価ですから、科学的な議論が中心にならざるを得ないし、そこに感情を持ち込むわけにはいかないと。このところをきっちり整理をしないと、評価に感情を持ち込んでいいようなことになってしまっても、また混乱をもたらすだけということになると思います。

ですから、この議論も効果的あるいは迅速なコミュニケーションというのは、むしろ管理のことではそういうことが必要かもしれません。評価のところではどうすべきかというのは、また別の段階で考えなければいけないのではないのでしょうか。

関澤座長 今まで御紹介した例なんですけれども、2つ紹介させていただきます。

私は、国際的な化学物質のリスク評価の仕事に20年以上携ってきたんですけれども、そこではおっしゃるような科学的なリスク評価ですから、かなり高度な知識を持った方が、しかも分厚い文章ですので、それを読む時間を割いても意見を言いたいという人しか言ってこないのですけれども、世界中から百何十のコメントは毎回来ていました。どういうふうにしてそれを集めていたかという一つのやり方なんですけど、ここでは食品安全モニターというのを食品安全委員会はつくっておられます。それはある程度食品衛生とか、食品の管理に関係あった方が、半分ぐらい占めておられると思うんですけれども、例えば専門分野別に、いつも意見を聞く方をある程度登録してはどうでしょうか。私たちが国際協力で行っていたのは、そういうようなことをやっていたのですけれども、各国の主な代表機関とか、それから研究者の名前を登録していただいて、その人たちには絶対に送るというふうにしていて、そうすると百何十通必ず返ってきます。それで、一つひとつきちんと答えて、しかも透明性を確保してやりました。

もう一つ、ところがリスク評価とリスク管理というのは絶対に切り離せないで、ステークホルダーといいますが、利害関係者もその会議には出てきていいのだけれども、意見

を言う時間とか、場については議長の指示に従うということになっています。工業界の方とか、環境保護団体の方とか、いろいろ出てこられます。

もう一つはアメリカの例で、前にも御紹介しましたが、有害廃棄物埋立地の住民に対してカドミウム、水銀が埋め立てられるとしましょう。そのリスク評価をきちんとやった報告をトキシコロジカル・プロファイルという分厚い文書にまとめますが、その最初の2～3ページは、埋立地周辺住民にもわかるようにカドミウムというものはどんなものですか、体に入ったらどんな悪影響がありますかとか、そんなような言葉で書かれています。ですから、トランスレーターのような方がおられて訳しています。このようにして住民たちはカドミウムの難しいことはわからないけれども、とにかくこれが体に入ったらこれだけの悪いことがあるんだと、このぐらいただったら大丈夫なんだということがわかるように書かれております。

だから、私は両方必要なように思います。科学的なリスク評価についても、やはりきちんとコメントをいただけるようなシステムが必要だと思いますし、またそれをトランスレートして、またそれについても何か自分が気になっていることがあれば言えるような仕組みというのも必要なのではないかと思います。

神田専門委員 今、唐木専門委員がおっしゃった意見というのは、私は非常にリスクアナリシスを考える上で根本的な基本的な問題に関わる御意見だったかなと思います。

リスク評価のところは科学者に任せておけばいいとおっしゃったんでしょうか。だとすると、私はそれは非常に違うと思います。そこで科学の問題だけをがんがんやる、そうしたらそこに集まっている科学者だって全部専門家ばかりが集まっているわけではないはずですし、それからそこで検討されたことはどういう角度から検討されたのか、それからどういう視点が盛り込まれて科学的に評価されたのかということは、科学者だけではない、いろんな食のテーマに関わるいろんな人を見た上で、いろんな科学的な検討をしてほしいと思っておりますから、評価のところもリスク管理のところも、やはり私たちが今まで確認してきたような形で進めていくのが本来ではないかというか、私はそういうふうを受け止めておりました。

もう一つ評価のところ、揚げ足を取るようで申し訳ないんですが、感情は入れられないとおっしゃったんです。リスクコミュニケーションをしようというときに、例えば科学者でない人が科学のものを議論しているところに言うことが感情だというふうな形で受け止めるのは、やはり違うんじゃないかなと思います。もしかしたら、私自身が、今、感情的になっているかもしれませんが、そういうふうを受け止めたので、もしあれ

でしたら、もう少し説明してください。

唐木専門委員 では一言。ちょうど、今日配っていただいた用語集の2ページにもありますけれども、リスク評価はハザードを摂取することによって、どのぐらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起こるかを科学的に評価することということであって、これはまさにリスクの専門家である科学がやるべきことであって、私の感情というのは、国民感情です。国民感情はいろいろあると思いますが、国民感情でリスク評価が変わることはあり得ないと。リスクが大きいのか、小さいのか、中ぐらいなのか、これはもう科学の問題であって国民感情の問題ではないということをお願いしたんです。

それに対してリスク管理というのは、その下に書いてありますように、すべての関係者と協議をしながらリスク低減のための政策措置について技術的な可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策措置を決定実施することということで、ここで当然リスク評価の結果の科学も入ってきますが、科学だけではなくて、国民感情もあるし、経済的な問題もあるし、あるいはそのときの政治情勢、国際情勢いろんなものが入ってくると思います。

ここで当然多面的な議論が行われるべきだろうと思います。そこを分けないと、リスク評価の科学的なところが国民感情によりリスクが低いものが大きいと変わる、これはあり得ないという話を申し上げたわけです。

神田専門委員 感情でということではなくて、いろんな視点を取り入れた上で、勿論科学的な専門的なところは科学者がやるのは当然の話なんです。ですから、どういう角度でどういう視点でどういう資料とかデータとかを使って、どういうレベルの議論がなされるのか、評価がなされるのかということについての意見を言う立場で参加するべきではないかと思っております、それを踏まえて勿論科学者が科学的に判断をする。それでしかるべきところに頼むものは研究者に頼むようにすると思いますが、そういうことはあります。

ただ、リスク評価のところを科学者だけというのは、私は本来のリスクアナリシスの意志というか、思想というか、そういうものからしたらちょっと違うんじゃないかと思いますが、どうなんでしょうか、私がちょっとずれているんでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 御議論いただいていることについては、科学者だけとか何とかということではなくて食品安全委員会としていろいろな科学的な情報を発信し、それをなるべく多くの方にわかっていただく、それから科学者が言っていることが全くわからないのでは困りますので、科学者の方にも言い方を変えていただくということをいろんなツールを使ってやっているところでございます。

資料6 - 1で情報の発信あるいは受け取り方についてプレゼンテーション等をさせてい

ただいで御議論いただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

関澤座長 そうですね、今日御用意いただいていると伺っておりますので、食品安全委員会のホームページでどのように情報発信し、それに対してコメントなり意見が返ってきているかということの一つの例として、御紹介の準備はよろしいでしょうか。

藤本勸告広報課長 それでは、哲学的なといいますか、考え方を議論されているところで、急に形而下の具体的話で恐縮でございますけれども、食品安全委員会で、どちらかといえばリスク評価が中心になりますけれども、現状について御説明したいと思います。大きく3つほどお話しさせていただきたいと思います。

1つが透明性の確保、情報の共有化という取組。2番目が情報・意見の交換という取組。3番目に食品安全モニターが、委員会のこれまでの活動につきまして、どういう認識を持っているかというアンケート調査もしましたので、その結果について御紹介したいと思います。

まず、透明性の確保、あるいは情報の共有化ということで、いわゆる情報提供についてどういうことをやっているかということでございますけれども、その中心がホームページでございます。

ホームページにつきましては、厚生労働省、農林水産省の方で、また最近リニューアルを図られたということでございますけれども、食品安全委員会では発足後、情報をためてきたわけでございますけれども、量が増えてきてかえって見づらくなって、わからなくなってきたということもありまして、昨年の4月に全面的なリニューアルを行いました。

大きくは2つの視点がありまして、1つは見やすさ、扱いやすさを改善していこうということ。2番目はコンテンツの充実を図っていこうということであります。

まず、見やすさという観点でトップページをこういう形で全面的に見直したわけでございますけれども、まず、「重要なお知らせ」ということで緊急情動的なものを配置して目立つようにし、日常的な情報提供として「新着情報」という欄を設け、それ以外にテーマ別の情報を配置したということでございます。

「新着情報」の中では「委員会の開催について」という情報、具体的な情報をクリックしますと、いつどこでという開催情報のお知らせが見られるようになるということであります。

そのほか、「意見募集の情報」でございます。具体的にはここをクリックしていけば、情報の中に入っていきことができ、それで審議結果などもクリックすれば見えるという形で、あとはファックスとかメールとか何かで申し込めますよという情報が入っているわけ

でございます。

3番目に「意見交換会の開催について」ということで、いつどこで何についてということができるようになっていくということでございます。

「その他」の欄では、そのほか主要な情報の掲載情報についてアップしていると、ゲートとして持っているということでございます。

使いやすさという意味では、まずそのほかに、それまでなかったんですけども、検索機能を付加したことと、また、更新情報ということ、いつどういう情報を掲載しているかというのを過去にわたって全部見られるようにもしてございます。それと、サイトマップも設けてございます。大体そういう使いやすさ、見やすさの改善という面では、構成としてこういう形でやっているということでございます。

それと、コンテンツの充実ということでは、できるだけわかりやすい情報を掲載していこうということで、この場でも御意見、御要望が出たかと思えますけれども、「トピックス」を充実していこうということで、これまで取り組んできました。食中毒の関係ということで、まず主な食中毒で予防すべきポイントを示して、10個ぐらいの菌について簡単な解説をこういう形で情報提供するといったような取組を行っております。

そのほか、テーマとしてはBSE、VCJDの関係、鳥インフルエンザの関係といったものをやってございます。

それと、ファクトシートということで、これも前回に御説明してございますけれども、できるだけわかりやすく科学的な知見を整理するという形で作成をし、こういう形で収録していくという取組みに着手しております。例えばアクリルアミドに関しましては、前回お配りしてありますけれども、こんな形で情報を整理していると。あるいはQ&Aの形で解説を載せるといったような取組もしてございます。

あと、キッズボックスということで、後でちょっと御説明しますが、季刊誌でこういうコーナーを設けて、親子が少し食品の安全性について考えるような一助になればということで、こういう情報提供も媒体を使ってやるような取組もしてございます。

あと、トピックスの中に現在入れてございますけれども、1番目の見やすさとも関連するんですが、結構一般の方がどこに情報があるのかよくわからないという御指摘もあるものですから、一般の方にとってよく参考になりそうなものだけのゲートとしてこういうコーナーを設けまして、例えば食中毒とか何かの情報とか、あるいは先ほど御説明しましたファクトシート、あるいはリスク評価結果の解説とか、あるいはダイヤルなどで出てくるQ&Aみたいなものがここから入れますといったような形で、先ほどのアクリルアミドで

すけれども、こんな形で入っていけるようなゲート、探しやすくするという意味でのゲートを設けております。

また、より専門的にリスク評価の審議状況などをしっかり追っていきたいという関心のある人たちには、リスク評価というのは、委員会のプロセスとしてはこういう形で進んでいますという説明とともに、例えばリスク評価のところへ飛べるようなゲートを設けております。

それが全体の「トピックス」の関係でございますけれども、次の「分野別情報」としましては、たとえば、ここで「添加物専門調査会」での開催実績について、資料、議事録すべてここに収録してございます。

それと、「リスク評価」ということで、リスク評価の結果でございますけれども、こちらにつきましては、各分野ごとに一覧にしまして、各品目がいつ厚生労働省から諮問が来て、その受け取った文書がどういう形で来ているかということ、文書そのものです。

また、例えばここに評価通知文書でございますけれども、通知文書はこういう形で発出されて、結果としての評価書自身はこういうものであるというのが、すぐアクセスして見られるような形で、すべてのリスク評価結果について整理してございます。

また、関心が高いと思われるようなものにつきましては、若干の解説なども用意しています。例えば、コンフリーの関係につきましては、リスク評価をもう少しかみ砕いて解説するというので、少し一般の人向けに、例えばコンフリーの映像などを写真を付けたりして、少し見やすいような形の解説も用意したりしてございます。

あと、先ほどの意見募集の関係でございますけれども、「意見募集」につきましては、このコーナーで結果でございますけれども、やはりこういう形ですべて一覧の形で収録してございます。

具体的には、例えば審議結果案についての公表資料がこれでございますけれども、それについて意見を募集していると。

その結果でございますが、専門調査会での回答がこういう形ですべて収録されてございます。要するに、審議会で御議論された資料がそのまま掲載されているということでございます。

基本的なホームページの関係はそういうことでございまして、あと「意見交換会」につきましてもこちらにございますが、すべて概要等についても、例えば配付資料とか、議事録そのものもすべて公開して、こういう形で掲載してございます。

あと、その他としまして、一応英語版の方も、まだ収録数は少のうございますけれども、

トピックスとしまして、BSEの関係とか、あるいは添加物とか、農薬の関係を中心に評価書などの収録などの取組も少しずつ始めているといったような状況でございます。

以上がホームページの関係でございます。

そのほか、お手元の方の資料にちょっと戻っていただきまして、資料6を御覧いただければと思いますけれども、トップページのアクセス数を参考までに資料で御説明しております。

15年度に比べますと、4月以降情報量も増えてきているということもございまして、1.5倍ぐらいの状況で増大しているということでございます。

そこで、若干特徴的なことを付け加えさせていただきますと、例えば16年の3月に1つ山がぼこっと上がってございますけれども、これは鳥インフルエンザの関係の情報アクセスが多かった。要するに、国民の皆様へとか、委員会の考え方がどう発出されたのかに対してアクセス数が多かったということでございます。

7月にまた1つ山がございまして、これは実は英国政府がヒジキに関しまして、安全性に対して注意すべきみたいな勧告みたいなものを出されたという新聞報道がございました。その際、食品安全モニターに対する委員会のコメントということで、ヒジキに関する情報がありますと併せて新聞報道があったわけでございますけれども、その関連でかなりアクセスが多かったということでございます。

似たようなことが先月の3月に起こっておりまして、3月はやはり4万件を超えてございますけれども、下に関心が高かったコンテンツをリストしてございます。2位にファクトシート、アクリルアミドというのがございます。これは、新聞でコーデックスでアクリルアミドに対する議論があったという報道がありました。その関連で、先ほど見ていただきましたファクトシートへの委員会での情報へのアクセスが多かったということでございます。

ですから、先ほどもちょっと話題になっておりましたけれども、やや先取りした科学的な知見の情報発信みたいなことが非常に一般の方々とのニーズとも合致して、リスクコミュニケーション、あるいは情報共有化に役立つ一つの取組として重要なことなのかなという感じがしております。

次の資料に移らせていただきますけれども、今のはホームページでございまして、やはり紙媒体での情報提供をしてほしいとか、あるいはできるだけわかりやすい情報発信をしてほしいといったようなこともございまして、委員会とともにできるだけ一般の方々にも食品の安全性に関して考えていただければということで季刊誌の発行を今年の7月か

ら取り組んでおります。

お手元には最新号を用意してございますが、このような取組をこれまで4回やっておりますし、あとBSEの中間とりまとめに関しましては、特別号をそういう形で9月に発行したということでございます。

6-3のところでございますけれども「食品安全ダイヤル」ということで受付対応を情報交換の一環としてやっているわけでございますけれども、そこでは不特定多数の一般の人からいつでも御意見や問い合わせをいただいて、意見交換会を補完するような形でそういう情報・意見の交換ができればという趣旨でございます。

いただいた意見については、主なものを毎月こういう形で整理して、ホームページにアップしているということでございます。

ホームページの方では、参考資料の2の方にも付けてございますけれども、こういう形で過去のQ&Aを整理しておりますして、例えば委員会の運営の関係で、こんなような質問があったということで、それに対してはこういう形で委員会としては考えておりますといったようなことを整理して掲載してございます。

あとモニターでございますが、モニターの方は資料の6-4に移らせていただきますけれども、こちらの方は、ある程度知識、経験を有した方、470名を全国各地から公募いたしまして、依頼させていただいております。

基本的には、日常生活を通じて、食の安全性について気づいた点について随時意見をいただくというのが1つ。

あと、こちらからアンケート形式などを通じまして、課題をお願いしまして報告いただくといったような取組をしております。

毎月いただいた随時の意見につきましては、各省の関係につきましては配付させていただきまして、今後の行政に参考にしていただくわけでございますが、併せて、できるだけこういう形でコメントを委員会あるいは厚生労働省、農林水産省からもコメントを付した形でホームページに掲載してみんなの情報共有化にも資するような形の取組をさせていただいております。

また、モニターにつきましては、前回の議論で座長の方からヒューマンネットワークのようなことも考えていく必要があるという御指摘がございましたけれども、地域と委員会をブリッジ的に結び付けていただくようなコミュニケーターと言ったらよろしいんでしょうか、そういう役割も今後積極的にやっていただければと思っております。

具体的には、鳥インフルエンザが発生したときに、私どもで委員会の考え方とか、ある



いは国民の皆様へというものを発信しましたけれども、その情報をモニターの方々に提供しまして、地域でそれらの情報の発信をしてほしいと、協力いただけないかという願いをしたことがございます。

そうしたところ、知人、友人とか家族なんかを含めているんな方に提供をしていただいておりますけれども、地域活動の中で積極的に提供された方も4割ぐらいいたということでございます。

そうした取組の中で、逆に地域の方でこんな意見があったんだと、それについてはどう考えるのかということ随時報告とか、課題報告を通じてバックしてもらおうという形でコミュニケーションを委員会とできればということ、今後も更に一層進めていくことができると考えているところでございます。

資料の6-5の方でございますけれども、意見募集の方でございますが、これまでの状況を一覧にしておりますけれども、遺伝子組換え食品の安全性の評価基準案の作成のときに、応募件数が23件あったと。それとリスクコミュニケーションの現状と課題についての意見募集で16件あった等々といったような状況でございます。

一番下に\*がございましてけれども、全体でこれまで100件を上回る意見募集をやっておりますけれども、その中で応募がなかったものが29件ほどあったというような状況でございます。

最後に資料の6-6としまして、モニターに対しまして、委員会のこれまでの取組について調査をしたところ、こういう結果があったということで御紹介させていただければと思います。

37ページに結果の概要がございますので、そちらをちょっと見ていただければと思います。

食品安全行政に関する信頼感でございますけれども、基本法ができて以降、以前と比べてどのように変化したかということでございますけれども、4分の1の方がかなり高まったということで、やや高まった方も含めると、かなりの方が信頼感が向上しているということです。

その理由でございますが、下にグラフがございますけれども、一番多かったのは4分の3の方が関連情報を得る機会が増したからというのが多いということでございます。

詳しい結果では年齢別なんかのもございますけれども、若い方を中心にそういう意見が多かったということでございます。意見を表明する機会が増したからという方が28.5%いますけれども、そちらの方はどちらかといえば高齢者の方がそういう回答をされているよ

うな状況でございました。

あと、リスク分析手法の理解の浸透状況でございますけれども、周りの人を見ていてどの程度理解が進んでいるかという質問などでございますけれども、これについては道半ばといったような状況の結果でございます。

次のところでは、運営全般に対する透明性について聞いてございます。それに対して重要に感じるものは何かといったような質問もしてございます。

また、リスク評価の中立性、公平性みたいなことについてとか、あるいは39ページでは、BSEに関するこれまでの取組で、委員会の取組についてどういうふうに思っているかということについて聞いてございます。

40ページの方で、これまで委員会が提供している情報についてどういうものが参考になったのかということでございますけれども、3分の2前後の方が鳥インフルエンザの情報とか、BSE関連の情報について参考になったと答えられているといったようなことでございます。

あと、リスクコミュニケーションの取組と情報の共有化、あるいは相互理解の促進という観点からどういうふうに効果を見ているかということでございますけれども、こういったグラフに示されたような結果になっていまして、一定の評価は得てございます。

41ページの右側の方では、では、そういった情報の共有や相互理解の促進を図っていく上で何を特に重要と考えますかという質問をしております。例えば、意見募集とか、あるいは意見交換の開催とか、あとQ&Aを始めとする各種情報の提供等々でございまして、1つの解釈としては、際立ってこれだと、これは実は3つ以内の選択にしておりますけれども、例えば7割の人あるいは8割の人が意見募集だけに回答しているかということ、そういう結果ではなくて、ある意味では分散しているということで、多様なアプローチが望まれているといえますか、そういう解釈の仕方があり得るのかなという結果になっております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

関澤座長 藤本課長、大変時間が限られた中でありがとうございました。大変な御努力をなさっていらっしゃるということの一端がわかったと思います。私も一応、昨日と今日、ぱらぱらと探していたんですけれども、意見に対する回答のページがすぐ見つけれなくて申し訳ございませんでした。

1つついでに気がついたことを申し上げますと、例えば「トピックス」で食中毒についてというような欄があり、それに対して「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」と

というのが見つかったのですけれども、箇条書きに6項目、手を洗うとかいろいろ書いてあるのですけれども、こういうのは例えば絵を入れると子どもでもわかる、また、やらなければいけないことだと思えますし、まだまだこれから大変でしょうけれども、いろいろ改善をお願いできればと思います。

皆さん、いかがでしょうか。

ご意見をお願いします。

西片専門委員 参考になるかどうかわからないんですけれども、インターネット社会ですから、ホームページの充実というのは大前提だと思うんですけれども、普段雑誌をついている立場で主婦なり女性向けに発信するときに、誤解を招かない、招くとちょっとあれなんです、40代半ばから50代の方たちというのは、ほとんどホームページとかインターネットに接していらっしゃらないんです。

よく取材をするに当たっているいろいろアンケートを取ったりしますけれども、会社でいるいるネットやらコンピュータをいじっていた方が主婦になって、御主人なりお子さんのコンピュータと一緒に使うというところぐらいまでは見えているんですけれども、40代半ばから50代の方たち、こういう会に出られる方は非常にネットを駆使なさっていますけれども、普通の主婦の方たちは、40代後半、50代くらいになると、どんなにいろんなツールとしてインターネットを使ってもなかなか反応がないというのがありますので、ホームページの充実、見やすさ、わかりやすさというのは十分研究していかなければいけないと思いますけれども、このコミュニケーションのツールとしての可能性と限界というのをわかった上で、今後いろんなことを進めていただければと、感想ですけれども、思いました。

関澤座長 ありがとうございます。

先ほど神田さんから言われたことの、関連で申し上げさせていただきます。

私は、化学物質を中心に環境でのリスクコミュニケーションについていろいろ取り組みをやってきたんですが、例えば、アメリカでの環境リスクコミュニケーションの例を紹介しますと、消費者や地域住民のNGOとかNPOの中は物すごい強力なものがありまして、そういうところでは、それこそドクターを持つ専門家も何人も抱え込んだりして、大きな資金をもっていろいろ意見をどんどん出しているところもあります。

それから、国際的な場面でも、個々の構成員の方は詳しいことはわからなくても団体としては、日本の例で言った方がいいでしょうか。例えば私も生協連などでまとめていただいた資料をときどきいただいたりするのですが、非常によく勉強していらっしゃるというのはわかります。

そういった意味で、先ほどリスクコミュニケーションは進化しつつあるということを申し上げたのですが、科学的な面についても結果として影響を受ける可能性のある人がいる意見を言うという機会が保障されるべきだろうと思います。それを助けるためのNPO、NGOあるいはトランスレーターというものも、今後食品安全の面でも考えていかなければいけないという気がしております。それを、国が何か支援してやるべきことか、それとも、そういうNPOやNGOというのが、やろうという人たちがいたときに何かの形で支援するか。いろんな考え方、やり方があるかと思えます。

唐木専門委員 今の関澤さんのおっしゃったとおりで、神田さん、科学者とリスクの専門家は確かに違うんですね。科学者が全部リスクの専門家ではない。しかし、リスク評価はリスクの専門家がしなくてははいけない。リスクの専門家というのは、科学者集団だけではなくて消費者団体にもいるし、あるいは業界にもいるし、いろんなところにいるんです。そういう方がリスク評価に関する意見をきちんと出していただく。そういうことは非常に大事だと思っております。

ですから、そういう意味でリスクコミュニケーションというのは、リスク評価については科学的なレベルで成り立ち得ると私は思っています。

関澤座長 今日のところは、先ほど申しましたように、17年度にこれから迅速かつ効果的なコミュニケーションシステムの開発というか確立を今年一年間の課題というふうにとらえており、次回以降、具体的にもう少しテーマを絞って、例えばホームページの在り方とか意見募集の在り方とかという、事例についてなどとりあげてやっていくというやり方もあるかと思いますが、事務局とも相談して皆さんの御意見を反映できるようにしていきたいと思っております。今日のところはそのためいろいろ自由に御議論いただきたいと思えます。

三牧専門委員 物すごく基本的なことなんですが、「効果的なリスクコミュニケーション」の「効果的」というのはどう定義いたしましょうか。ここだと言っておくと、ああそうかとなったときに、それでは達成したんだということですけども、非常に抽象的な言い方になったときに、ある方は効果的だと思った、ある方はそうではないということになると同じことになるので、「効果的」の定義を確認していく方がいいのではないかと思います。

関澤座長 「効果的」というのは、食品安全委員会の方で追加されたということなのですが、多分自分の意図を相手が受け入れるということでは勿論ないと思っております。

西郷リスクコミュニケーション官 それは御議論のあるところでございますので、ここ

でいろいろな解釈をしていただければよろしいかと存じますけれども、元のもの迅速なコミュニケーションとだけ書いてあったので、早ければいいというものではないでしょう。ちゃんと伝わらなければいけない、あるいは意見交換ができなければいけないという趣旨で、委員会でそういったことが付け加えられたのではないかとこのように存じております。

関澤座長 これについても、実際の事例を踏まえて議論を更に深めていただければと思います。

近藤専門委員 先ほど、参考5のところでは今後の獲得目標について、ポツがあるところの下の方の3つの関連なんですけれども、1つ、まず専門家の育成ということに関して、科学者にカウンセリング的能力を付与させるような人材育成をするという方法と、カウンセリング的能力がある人に科学的知見を与えていくというような教育をする方法と、どちらがより効果的なのか。迅速適切にやるのが効果的なのかというのが一つ課題かなというふうに思います。多分両方だと思います。

もう一つ、国際的なコミュニケーションの推進というときに、前も議論したんですけれども、海外がどうやっているかを学ぶということと同時に、日本で起きたリスクが例えば海外でどう評価されているとか、特にBSEなどはアメリカの生産者と日本の消費者、カナダの生産者とアメリカの消費者といろんな絡みがありますので、それぞれがどう評価しているか。それから、リスクコミュニケーションのやり方を学ぶという意味では、人材育成についてどうやっているかということについても学びたい。BSEについてこうやりましたということではなくて、一般論として、常にこのリスクコミュニケーションを、どういう専門家の育成をしているかということも学びたいというふうに思います。

それから、安全委員会がかなり評価されているということではよかったと思うんですけれども、更に安全委員会そのもののPRがまだまだ不足しているというふうに思います。ホームページが月に3万件という数字ですけれども、これは決して多いというふうにはまだまだ評価できないかなというふうに思います。

キッズ向けのところなんですけれども、農林水産省さんの方もそうですし、それからいろいろな公共団体のページを見ていても、今、子ども向けのページというのは非常に充実しているので、是非その参考になるやり方、それからあまり参考にならないやり方もありますので、その辺を座長から御提言いただいた、みんなで担当して分析していこうというところがありましたので、そういうときに、こういうのはいい悪いという話は、例えばキッズ自身の意見を聞くということも重要なのかなというふうに思いますし、私どもの会社でも

というのは申し訳ないんですが、さっきのNHKの『週刊子どもニュース』というのは私も非常に好きで、大人でもわかる子どもニュースというのがありますので、例えばあの方々がどういうふうなところにポイントを置いてやっているのかということを知らせていただくというのも非常に面白い、参考になるかなというふうに思いました。

それから、キッズについてはやはり、キッズに見てくれと言ってもなかなか見ることではないので、やはり学校教育の場とか学校教育について取り組んでいらっしゃるいろんな諸団体がありますので、その御意見を聞いて、学校教育でこのページを見ていただくような仕掛けというようなものも必要かなというふうに思います。

今後の課題ということで申し上げました。

関澤座長 近藤さん、非常にいろいろ具体的な御提言、ありがとうございました。

1つだけ参考になると思いましたのは、例えばそういうことでNHKの『週刊子どもニュース』がどのようにつくられているかというようなことだったんですが、何か私たちの参考になるようなことをやっておられる、あるいは言うておられる方がおられたら、是非委員会でお呼びして、今日は嘉田先生に来ていただいておりますが、お話を是非聞かせていただく機会をつくりたいと思います。

そういうことで、まだまだ御意見おありだと思っておりますが、今日は嘉田さんの話も聞く必要もありますし、その後緊急時対応専門調査会との連携の話がございますので、今日のところは次の議題に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。申し訳ございません。

それでは、よろしく願いいたします。

嘉田参考人 私、昨年度UFJ総合研究所に所属しておりますが、この4月からは持続可能経済研究所というところに移っておりますが、UFJ総研で受けました食品安全委員会からの委託調査がございまして、そのうちの一部、特に鳥インフルエンザ発生の言わば社会的影響の定量化という課題を1ついただいております。それについて報告せよということをお西郷さんの方から御下命を受けまして、10分という限られた時間ではありますが、ただ時間が押しているんで、10分弱にいたしますが、報告させていただきます。よろしく願います。

( P P )

資料は8-2でございまして、文章化したものが8-1にある程度収まっておりますので、また後々詳しくはお読みいただくということで結構かと思っております。今日はパワーポイントの8-2の資料に収録されているものを中心に、画面を御覧いただきながら私の方で

簡単に説明するというスタイルを取りたいと思います。

このスライドに「背景・目的」を書いてございます。御承知のように、2004年1月に京都発の鳥インフルエンザが発生いたしました。鶏肉と鶏卵の消費が減少したわけでありませんが、鶏肉については5か月、そして鶏卵についてはデータ上も9か月ないし10か月でほぼ収束したという結果が出ております。それを言わば計量経済モデルを用いて、どういふふうに後付けできるのかという影響評価をやったわけであります。

ここに書いてありますように、社会的影響というのは、消費者は勿論不安を持ちます。経済的損失といいますが、通常、やれ生産者がこれだけ売り上げが減ったから損失額は幾らというふうを考えるんですが、我々経済学的に言うならば、国民経済的に見てその損失というのは、消費者余剰がどれだけ減ったかというのが言わば最も重要な損失という部分であります。消費者が鶏肉や鶏卵を食べられなくなった、あるいは消費を減らした、不安感からくる減少。勿論、鶏肉を例えば牛肉とか豚肉に切り替えるというふうな話もあるわけですが、それら全体を勘案した上で消費者余剰がどれだけ減ったのかというのを明らかにするというのをやりました。

もう一点、このリスクコミ専門調査会で是非お聞きいただきたいという関係で、リスクコミュニケーションがもしもっと完全に、より十分かつ効果的に行われていればどのような変化の違いがあったらどうか。これについても考察させていただきました。

( P P )

この定量化の分析の目的は、ここに書いてあることではありますが、影響期間、つまり2004年1月から始まりまして、2月はどうだったか、3月はどうだったか。それぞれダミー変数を説明変数に加えて、月別ダミーというのですが、それでもって月別の影響がどう推移したかというのを把握する上で重要なモデルビルディングになったわけでありませう。

社会的影響についてどういふふうに試算したかということですが、簡潔に言えば、需要関数から消費者余剰がどう変化したかということをして厚生効果についてシミュレーションを行ったということでありませう。後ほど詳しいことが書いてございますので、御参考にしていただきたいというふうに思ひます。

分析の対象であります、国内における鳥インフルエンザ発生によって消費者の消費行動に影響が及んだ期間ということで、データとしては2000年1月から2004年末まで5年間の60サンプルというのを取りました。12かける5でございます。社会的影響の大きさは、金額ベースで表示するというふうにしてあります。

( P P )

あなたは社会的影響をどういうふうに理解したのかと言われそうでありますので、経済学的な表現で恐縮ですが、我々CVと呼んでいるのですが、補償変分という専門用語を使います。Compensating Variationというんですが、この補償変分をはかったということになります。つまり、国内における鳥インフルエンザ発生後も発生以前と同レベルに、例えば鶏肉や鶏卵を安全だともし消費者が評価できていたならば発生しなかったであろう厚生損失、経済的な損失。こういうふうに定義したわけであります。

( P P )

図で書けば、こういう需要関数というのは右下がりでありますけれども、例えばこのグラフでdから始まる通常の需要関数がこういう状態で、鳥インフルエンザが発生して消費者が怖い怖いというふうに思った場合に需要関数が左シフトするんです。そうしますと、消費者余剰というのは、これだけあったものがこれだけに変わりますので平行四辺形になりますけれども、簡単に直線で書いてありますので平行四辺形ですが、d b c eという、この面積相当分が、ざくっとした表現で言えば、これが厚生的損失という、通常近代経済学でやる常套手段であります、これを我々なりにはかってみたということでありまして。

( P P )

モデルはこういう形で、時間の関係で一切省きますけれども、左辺に被説明変数として、需要関数でありますから、鶏肉または鶏卵の需要量をxで示した。右側にそれぞれのダミーを入れ、またBSEの影響をはかるという意味で、BSEの2001年9月以前と以後というふうなダミー変数を途中に入れております。

Dというのが重要でありまして、2004年1月から始まりまして、2月、3月、4月、5月というふうにすべての月別ダミーをこのDで表して、それがどう需要に変化を及ぼしたかというのをDで示すようにしております。あとは消費支出がどう、価格がどうという、それをもって説明するというモデルの構図になっているというわけでありまして。

( P P )

早速、結果に移ります。鶏肉(全国)、鶏卵(全国)、そして京都市の場合には直接的に影響があったというので、京都市のデータが拾えまして、京都市のデータも別途やったんですが、残念ながら鶏卵については京都市は有意な結果が出ませんでしたので、鶏肉だけを示してございます。

赤字で示しておりますのが、最も影響度が大きかったピークの時点。例えば鶏肉ですと、2004年2月に-0.214ということで、当然t-値も大きくなっているわけでありまして、鶏



卵については3月にピークが来たということがこの結果でわかる。

結果としては、5か月で鶏肉が収束しているように表れました。つまり、6か月以降につきましては、そのダミー変数が有意ではなかった、影響は統計的には感知できなかったという結果になっているわけです。鶏卵につきましては、9か月で収束しております。

( P P )

それでは、社会的影響の推定金額はどうなんだということになるわけですが、先ほど推計されたパラメーターをすべて用いまして、一世帯当たりの月額と言わば厚生損失の値というのをマイナスで示しているんですが、例えば2004年2月が-310、一世帯当たり1か月310円の損失が全国で散見された。それは消費支出金額で言えば0.44%であって、全世界帯をアグリゲートすれば全国で154億円という結果が出たということでありまして。5か月の累計で言いますと、569億円という結果になっております。

( P P )

鶏卵につきましては、10か月総計でありまして、同じように377億円。これが全国の鶏卵でございます。ピークが若干鶏肉とずれております。

( P P )

京都市の鶏肉についてはこういう形で、京都市の人口が、パイが小さいということもありまして、約八億円弱ということになっております。ただ、構造的なパーセンテージは、あまり京都市と全国とそう大きくは変わらないということが推計されました。

( P P )

そこで、リスコミ論としてこの結果をどう使うかということで、食品安全委員会の方々の御協力を得て、こういうふうな推計を用いたらどうかということで、最終的に報告書に盛り込ませていただいた内容でございます。

実は我々、別途インターネットアンケートというのを実施いたしました。そのインターネットアンケートでこういうことを聞いているんです。鳥インフルエンザ発生直後に食べる量を減らしている人が多いんですが、しかしその後、現時点までに回復させている人もたくさんおられる。その回答者、その後、現在までにむしろ元に戻って増えたというのが500サンプル中91サンプルあったわけですが、約2割であります。

その理由は何だったんですか。なぜ減らして、その後元に戻したんですか、増やしたんですかということをお聞きすると、うち半数、49.5%であります。「安全性に関する情報が得られ安心したから」と。つまり、情報が入って安心できたんだと。まさにこれがリスクコミュニケーションの効果であります。

というわけで、その右側にあるのが、時間の経過とともに何となく不安が薄れたと。周りがみんな食べるようになったから、まあいいかというようなもので食べてしまったとか、ここはちょっとリスコミの効果とは必ずしも言えないんですが、左側の約 50% は明らかにリスコミの効果があったと。情報ソースはいろいろあるんですけども、この 50% を先ほどの数値にかけてみましょう。

( P P )

つまり、インターネットアンケートの回答結果を使って、18.2% の人が情報伝達があったから回復したというのをパーセンテージにかけますと、9% の人は、もし情報伝達がスムーズにかつ効果的に行われていれば損失が発生しなかったであろうという、全体としては最低限のリスコミ効果として考えることができるのではないかというふうに想定したわけです。

つまり、括弧の中に書いてございますように、正しい情報をもし持っていたならば消費を減らさなかった消費者の割合、つまりリスコミが十分あるいは効果的な場合に回避可能であったであろう厚生損失を仮定しました。そうしますと、これは全国であります、鳥肉全体で 569 億円 × 9%。同じく鶏卵の場合には 377 億円 × 9% というわけで、それぞれ 51 億、34 億円という数値が一応計算上ははじき出せるということでございます。

( P P )

以上の推計結果をどう解釈するのか、あるいはリスコミ上、どういうふうなインプリケーションがあったというふうに理解できるのかということではありますが、3 点にまとめさせていただきました。

第 1 であります、鳥インフルエンザの発生後、正しい情報を当時消費者が得ることがもできていた場合、すなわちリスクコミュニケーションを、「完全」と書いてありますが、先ほどの用語で言えば、効果的に行うことができれば回避可能であった厚生損失というのがやはり確認できた。リスコミは大事だと。

しかも、そのオーダーで言えば 30 億、50 億という数字ですから、半端ではない。それなりのまとまった金額の損失が国民経済的には大きく出ているんだと。したがって、きちんと、例えば 1 億円かけても、それは十分上回る経済効果が期待できるんだからもっと金を使えという、恐らくリスコミ専門調査会にとってはありがたい結果が出たとも言えるんですが、そういうふうな意味合いがあるのではないかという気がいたします。

ただし、2 番目も是非御注目いただきたいんですが、ここでの試算結果というのは社会的影響、非常に狭義の意味での「社会的影響」の値であって、経済厚生損失という定義

の範囲での一試算にすぎません。産業全体への影響、あるいは栄養面でどう変化したとか、その他もろもろの間接的影響というのがあるわけです。その辺りのアプローチからの社会的影響評価というのをしなければいけません、それは我々はできておりません。そういう意味では、ここではじき出された数値がくれぐれも一人歩きしないようお願い申し上げたいという気持ちでございます。

それで、この点で結果は予備的であると言えるが、少なくとも社会的な影響が出たことは確かである。実は国際ワークショップもやらせていただいたんですが、彼ら専門家の意見も聞きますと、やはりこういう経済的影響評価についてはそれなりに数値をはじき出してやっているんだということも聞きました。カナダ、オランダの例を見れば、やはり防止対策の一つとしてリスクコミュニケーションを瞬時かつ効果的にやる、あるいはクライシスの場合にはどう準備するかということの経済的影響評価というのは、やはりきちんとやらなければいけないということが明らかになったのではなからうか。

以上が、結論でございます。

関澤座長 ありがとうございます。

あと、資料8-1、報告書の概要版というのが付いていますので、これは今日詳しい御紹介はされませんが、また御覧いただければと思います。

何か嘉田さんへの御質問はありますか。

唐木専門委員 1つだけいいですか。

嘉田参考人 どうぞ。

唐木専門委員 後から3番目のスライドが、大変面白かったアンケート結果です。そこで私が一番気になるのは、時間経過とともに何となく不安が薄れたというのをどう解析するか。これは、明らかに悪いニュースがなくなったというところがあると思います。なぜ悪いニュースがなくなったかというのは、事件から時間が経ったというのもあるかもしれませんが、安全性に関する情報が得られたということもメディアに影響したのかもしれない。

そうすると、この最初の49.5%だけがその影響かどうか。その辺のところは非常に解析が難しいんですけども、何かその辺を考慮に入れなくてはいけないのではないかという気がするんです。

嘉田参考人 我々も、この41.8%を入れるか入れないか。つまり、このうちの何割かはやはりどこかで情報を得て、それでもって安心感を得ているはずだというふうには思うんですが、ただこの表現だけからは必ずしもエビデンスとしては強くないということで、よ

り確かな部分だけを、つまり控え目な推計として使ったということでありまして、もうちょっとそのためのアンケートとか調査を別途きちっとやればできるのではないかというふうに思っております。ありがとうございました。

唐木専門委員 わかりました。

関澤座長 鳥インフルエンザは一つのクライシスの事例と言えますか、コミュニケーションの例だと思いますが、『食品衛生研究』という雑誌にも兵庫県の方が生産者や自治体がうまくコミュニケーションというか、連携を取ってパニックを避けられたような報告もされておられました。今後、私たちの委員会でもそういったところからもいろいろ学ぶということを進めていきたいと思っておりますが、今日の嘉田さんのお話でほかに何かございますか。

時間が少なくて申し訳ございません。ありがとうございました。

それでは、もう一つ、今日の議題として残っておりますのは、最後に申し上げました緊急時対応専門調査会との連携の御紹介をよろしくお願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 それでは「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」、それから「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」について簡単に御紹介させていただきます。

まず、実施要綱の方ですけれども、これは緊急時対応専門調査会での審議、関係府省の合意を得て、4月21日に関係府省申し合わせという形で発効しております。もう一方の「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」につきましては、4月21日に食品安全委員会決定という形で発効しております。

これらの実施要綱、指針がどういう位置づけにあるかということをお理解いただくために、資料9-3を御覧いただきたいんですけれども、「食中毒における緊急時対応の流れ」を示しております。

横軸に時間、縦軸に緊急度を取っております。緊急事態を疑う情報が入ってきますと、初動対応を経て緊急対策本部を設置するか、あるいは関係府省連絡会議を開催するか、あるいはこういった措置を取らずに、最終的に収束するわけでございます。

次のページに、初動対応のイメージを整理してございます。

食中毒の発生がございまして、保健所等から都道府県を通じてリスク管理機関に情報が入ってまいります。基本的には、こういったリスク管理機関によってリスク管理が行われるわけでございますけれども、食品安全委員会にも通報がございまして、食品安全委員会の中での情報連絡、それから、必要に応じて委員会会合へのリスク管理機関からの報告、

それから、食品安全委員会からの食品安全担当大臣への報告というプロセスを経て、最終的に緊急対策本部を設置するか、関係府省連絡会議を開催するか、あるいは平時の対応で十分とするか。こういった判断が下されるわけでございます。

資料 9 - 1 の「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」につきましては、このイメージ図の初動対応、真ん中の大きな四角の部分の流れを示したものでございます。資料 2 の指針につきましては、このうちの特に食品安全委員会における対応の在り方を示したものでございます。

次のページを御覧になっていただきたいと思いますけれども、食中毒による緊急事態等における関係府省のそれぞれの役割を示しております。

今、御説明いたしましたように、緊急事態には初動対応、それから関係府省連絡会議の開催、緊急対策本部の設置、最終的には緊急事態等の収束というプロセスがあるわけでございますけれども、この過程で、食品安全委員会では委員会会合の開催、あるいは食品安全担当大臣への報告というのが初動対応で行われるわけでございます。

それから、関係府省連絡会議が開催される場合には、委員会事務局長が会議の議長を行うことになっております。緊急対策本部が設置される場合には、委員会事務局がこの本部の事務局を担当することになっております。緊急事態が収束した場合には、食品安全委員会が政府の対応について事後検証を行うというような流れになっております。

このすべてのプロセスについて言えるのが、食品安全委員会としてはリスク管理機関に対し科学的見地からの助言をするという役割があるかと思えます。それから、国民への科学的知見の提供というのも食品安全委員会の役割となっております。

厚生労働省においては、食品衛生に関するリスク管理です。農林水産省においては、農林水産物等に関するリスク管理というのが役割になるかと思えます。いずれのリスク管理機関も、リスク管理状況の情報提供というのがもう一つの主な役割になるかと思えます。

次に、この実施要綱について簡単に御説明いたしますけれども、今、申し上げましたような役割を念頭に置きまして、緊急事態が発生した場合における国の対応の在り方を示したのがこの実施要綱でございます。

第 1 項から第 10 項まででございますけれども、第 1 項では緊急時対応の基本方針ということで、今、申し上げましたような関係機関、役割を示しております。

第 2 項から第 3 項が平時における対応ということで、第 2 項では情報連絡体制の整備、第 3 項では食中毒に関する情報収集、情報共有について規定しております。

3 ページの第 4 項から第 8 項までが実際の緊急時における対応でございますけれども、

4項で緊急時における情報連絡、5項で緊急時におけるリスク管理機関から委員会会合への緊急報告について定めております。それから、第6項と第7項で緊急対策本部の設置、関係府省連絡会議の開催について規定してありまして、第8項で情報提供及びリスクコミュニケーションについて規定してあります。

8の(1)で、委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等が発生した場合には、相互に連携して、各種のメディアを通じて、広く国民に対し、迅速かつ適切に情報を提供するとともに、関係府省の連名による通知の発出、意見交換会の開催等を通じて、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとするということで、情報提供、それからリスクコミュニケーションについて何をすべきかということ定めてあります。

(2)ですけれども、ここでは時期及び方法等について、委員会及びリスク管理機関の相互間で十分に調整をするということ併せて規定してあります。

(3)では、リスク管理機関による都道府県等への情報提供というのを規定してあります。

第9項では、事後検証とこの要綱の改定について規定してあります。

次に、資料9-2「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」でございますけれども、これは今、説明いたしました実施要綱は関係府省すなわち政府全体としてどういう対応をすべきかというのを書いたものでございますけれども、その指針につきましては、そのうちの、特に食品安全委員会が緊急事態にどういう対応をすべきかというのを具体的に書いたものでございます。

構成としては、1ページに「I 平時からの対応」というのがございまして、平時からの準備体制、それから食品安全委員会事務局による情報収集。3といたしまして、情報の共有について、先ほど説明した実施要綱を更に具体的にする形で規定してあります。

2ページの下から「II 初動対応」というのを規定してありますけれども、ここでは食品安全委員会が情報を受理してから、事務局、委員会内部での情報連絡。

夜間休日には第1次参集要員を集める必要があるわけなんですけれども、その参集の指示。

それから、初動対応をどういうプロセスで決定していくかということを第4項で定めてあります。

4ページ以降、「III 対応策の実施」のプロセスについて定めてあります。緊急対策本部を設置するか、あるいは関係府省連絡会議を開催するというプロセス。

それから「2 緊急時における情報収集等」。これは、事務局による情報収集と現地派遣による情報収集があるわけですが、それぞれについて具体的に記載しております。

3で、情報提供及びリスクコミュニケーションの規定がございますけれども、ここでは先ほどの実施要綱をそのまま反映させるような形で、各種メディアを通じて国民に対して科学的知見を提供する。それから、リスク管理機関と密接に連携してリスクコミュニケーションを適切に行うとしております。

4、5では、食品安全委員会の任務として、当然、食品健康影響評価、それから勧告及び意見具申ということを行うこともございますので、これらの流れについて規定しております。

「IV その他」では、緊急事態等の収束の流れについてと、2で事後検証及び指針の改定について規定しております。

以上が、4月21日付けで決定されました食中毒の緊急時対応実施要綱と緊急時対応指針の概要でございますけれども、特にこの専門調査会におきまして情報の提供、緊急時における情報提供、リスクコミュニケーションについて何か御意見をいただければ大変参考になるかというふうに考えております。よろしく願いいたします。

関澤座長 大変ありがとうございました。

ちょっと時間が超過しておりますが、緊急時対応専門調査会との連携というのはいろんなところでこれから図っていかねばいけないと思いますが、今のところは課長の方から御紹介いただいた文章もでき上がったばかりのほやほやの文章のようですけれども、もし御質問が、是非ここで聞いておきたいというところがありましたら、1～2だけ手短にお願いたします。

小川専門委員 このような緊急時にこういう体制で取組むということで、非常にいざとなったときに心強いと思うんですけれども、例えば緊急時のスタンスというものが我々はいつも求められるんですが、原因がまだはっきりしなくて疑わしい場合に、まずその疑わしいところをとめてしまうのか、とめなくて原因が究明されてから対応するのか、いつも意見が分かれます。

それは、要するに疑わしきは罰せずなのか、疑わしいからもうとめてしまえというようなことで、私どもの方はとりあえずとめて、よく検討して安全だったら解除しようというスタンスで対応しようというふうな腹づもりは一応あるんですけれども、なかなかその判断というのはとても難しいことの場合が多いわけです。そういう場合に、こういう専門家の方からきちっとした科学的知見に基づいた御判断をいただけるというのはとても心強

いんですけれども、往々にしてその辺の情報連絡またはその辺の流れがうまくいかないと、逆に現場が混乱してしまうということがあると思いますので、運用面についてはその辺のところを十分にお願ひしたいというのが1点。

それから、これが必ずしも食中毒と限ってなくて、食中毒でない場合、感染症でなったような場合もございます。食中毒でなければ対応しないのかではなくて、そういう危害が発生したときには対応するというような、やはり範囲はあらかじめ決めておいた方が、食中毒と確定するというのは疫学調査の結果を相当踏まえてからでないとなかなかできないことが多いものですので、そういうところも一応ある程度運用面で詰めておいた方がいいのではないかと思います。

それから、リスクコミュニケーションの情報提供の在り方ですが、先ほどの、当時の厚生省が堺市のカイワレのときの情報の提供の在り方について、国の方からというか裁判所の方からの判例も出ておりますけれども、あの辺との絡みの中で、情報提供をどういうふうに行うのかということもできましたら詰めて、御指示とか御教示をいただければありがたいと思っております。

以上です。

関澤座長 どうでしょうか。かなり実際には突っ込んで議論しなければいけない点が多いと思いますので、次回以降にまたこのことに関係した御討議の場をセットさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、あと資料7の方はよろしいですか。

西郷リスクコミュニケーション官 後でまとめてやりましょう。

関澤座長 どうぞ。

川田専門参考人 参考人の川田ですけれども、今日お話ししておきたいことがあるんです。といいますのは、資料7に化学物質対策という、それから、座長から環境リスクコミュニケーションというお話と、風評被害が話題になっております。今、私は風評被害の被害者だからです。

と申しますのは、昨年5月26日に環境法の一部改定がございまして、改定ともども、約一年かけて専門委員会あるいは小委員会が数回行われ、8日に環境審議会に上程いたしまして、この上程した結果を来年の4月1日から2010年までに実施するということになっております。

そして、上程される8日の前、4月4日に、中村さんがいらっしゃるので申し訳ないんですけれども、工場揮発性物質の規制という記事が載りまして、その記事の中に誤報が7



項目あるんですけれども、この7項目の内容については云々するつもりはございません。その中に化学性物質、特にここにも書いておりますP R T R、トルエンに発がん性の疑いがあるという記事が載りました。直ちに環境省とともに新聞の方に抗議いたしまして、そして8日、審議会が行われた記事の中にも化学物質、トルエン、そして発がん性という文字が載ったんです。

これにつきましては、4月13日に4日付け工場揮発性物質規制の記事の中に、トルエンやキシレンについて、世界保健機関の附属機関の評価では人に対する発がん性があるとしていませんという訂正記事が小さく載りました。ところが、私どもには都道府県で環境リスクコミュニケーションが行われておりまして、そこにはいろんな方を、ある方はホームページにちゃんと記載されてあるのでそんなことは問題にするなと言われていたんですけれども、ホームページをお読みにならない方々から毒性、発がん性、たびたび指摘を受けて、そのたびに苦労している、風評被害を受けている。それに対して、今後、それぞれ機関を通じて、同時に、トルエン、キシレンの言葉が出ても、発がん性の影響はないという安全宣言を一生懸命していきたいと思っております。

この場のつながりがどうかということなんですけれども、食品の安全・安心と、食品を保護する包装資材の安全・安心、共通点があります。と同時に、製造する現場、印刷工場にはフィルムとかシート、印刷のインク、溶剤、接着剤、コート剤、すべてが対象なんです。ですから、それについては実施規制その他で十分な説明をしているんですけれども、風評被害を受けて本当に苦しんでいるということだけをお伝えしたいと思います。

関澤座長 どうもありがとうございました。

時間の関係で、今日は化学物質の問題について議論する時間が取れないと思いますが、ありがとうございました。

それでは、平社さんの方で、地元でいろいろ御活動なさっていることを、ちょっと手短かにお願いできますでしょうか。

平社専門委員 はい、わかりました。

2月16日に、私どもNPOで一応まとめましたので、御報告させていただきます。

西郷リスクコミュニケーション官 参考3でございます。

平社専門委員 私ども、NPOの環境保全活動をやっております、生ごみから堆肥をつくるという活動を平成9年からやっています。生ごみが出てきますと、当然食材がはっきりとわかります。ですから、会場に集まっていた人の食べ物はそっくり私どもで掌握できる、うそは言えないと。こういう形で、一応生産から消費の団体、関係者に全部

集まっていたきまして、コミュニケーションといいますか、意見交換会をやらせていただきました。

その結果、アンケートを集計いたしまして、おおむね食品に対する不安はあるのかわいのか、大体の人が不安だという回答をしています。一番問題になったのは、自給率の問題。自給率というからおかしいので、それは海外依存率だとか、もしくは略奪率だというふうに表示した方がいいという極端な意見も出るほどでした。

大体、内容につきましては、どこのコミュニケーションの場でも同じような意見が立場の方々から出されたわけですけれども、こういうコミュニケーションの場所をやる必要があるのかわいのかというアンケートには、十中八九の人が是非こういうものは続けていただきたいという回答を寄せております。

大体、地方で行われるこういう会合というか意見交換の場合は地産地消、地元のものを使いましょうという方向に行ってしまうわけですけれども、やはり地元のものを使うと高価な食材になって、お値段が高いものになっている。そうすると、どうしても豊かな人ばかりがそれをとらえることができ、お金のない人はどうするんだと。やはり、海外から来た安いものに頼らざるを得ない。その海外から来たものに対しては、安全性はどういうところで確保してくれるんだ、どういうところに基準を置くんだというところが強く出されました。

かいつまんで申し上げますと、それではこれからはどうしたらいいだろうか。会場の運営を含めて、やはり地方で、末端で、小規模でいろんな問題を抱えている部分に対しては、やはり国の食品安全委員会はすべてなんです。私ども小さなNPOですと、科学者はおりません。そして、いろんな知見を持った方々もやはりおりません。これは経験的な話しかできません。そういうところに、やはり国の食品安全委員会のいわゆる意向といいますか、かみ砕いて説明していただけるような人がずっと入ってきていただければ、非常に平時におけるコミュニケーションというか、混乱を避けるための日常の意見交換というのが非常にスムーズにいくのではないかと思います。

そこでコミュニケーターという方々がおられるということなんですけれども、この方々の、何と言いますか、世代別だとかいろんな分類の仕方があると思うんですけども、それでは果たして地域別ではどうなっているんだろうか。そういうものが心配です。例えば、私どもの町に東京の真ん中から来られたコミュニケーターの方は、やはり違和感を感じます。どこの場所でもそうですけれども、近くにおられるコミュニケーターが食品安全委員会の見解をかみ砕いて説明していただけるという体制がやはりこれから取り組んでいただ

けないものだろうかという声が非常に強く出されました。

いずれにしても、いろんなところで小さな集団といいますか、こういう会合といいますか、こういう食に関しての場所がこれから設定されると思うんですけども、そういうところにいかにして食品安全委員会の考えというものが伝わっていくのか。これをできるだけ早くとりまとめていただければありがたいと思いました。

以上です。

関澤座長 貴重な御努力の経験、ありがとうございました。

私も非常に賛成するところがあるんですが、ここに集まられたいろんな衛生研究所とか調理師のグループとか、それから地域の地方自治体の方とかがいろいろ組んで、その地域地域に合った取組みをなされていくということが最終的に末端というか、国民の一人ひとりにいろんなコミュニケーションがなされていく本来の道筋だと思いますので、それをどういう仕組みでつくっていくかというのもここでやはり考えていく一つの課題ではあると思います。平社さんのお話は、一つのよい参考として次回以降の検討の中で是非取り上げさせていただければと思います。

あと、西郷さん、よろしいですか。

西郷リスクコミュニケーション官 大変時間が超過しているところ申し訳ございません。

資料7につきまして、これは評価についての例を探してこいという宿題がございましたものですから、各府省、原子力、それから環境省の化学物質でございますけれども、これは既に政策評価の対象になっているものにつきまして、この両府省の御協力を得まして作成した資料でございますけれども、これは見ていただければと。それで、次回以降、また評価方法を開発するときの参考にしていただければと思います。

あと、人材につきまして、今日は資料がなくて誠に恐縮でございました。今日御欠席でございました見城さんから、インターネットプロバイダーのサポート体制が非常にいいので、その研修体制を勉強してこいというような話もございましたけれども、若干何社か聞いたんですけども、サポート体制というところが今、非常にあそこの業界はみそになっていて、それはおいそれと公開するわけにはいかないというふうなお答えがあって、まだでございます。

あと、人材ということで今、地方のお話でございましたし、それから、もともと消費生活アドバイザーの方とか相談員の方、あるいは食生活相談員とか、あと化学物質アドバイザーもございます。そういった消費者とのコミュニケーションの前線に立っている方々の研修はどうなっているかといったことにつきまして、半分ぐらい調べているのでござい

ますけれども、今後もし必要であれば紹介したいと思います。

今日は資料がたくさんで煩雑で大変申し訳ございませんでした。この中で非常に有用、あるいはこういったことを分析に含めるべきというのがあれば、また御指導いただければ準備いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

関澤座長 座長の方でうまくとりまとめることが必ずしもできず、時間を超過して、大変貴重な時間をいただいて失礼いたしました。ただし、今日いろんな資料また御報告をいただいたものをかてといたしまして、次回以降具体的に個々に検討を進めて深めていきたいと思いますので、是非御協力をよろしく願いしたいと思います。

それでは、今日はほかにございませんでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 特にございません。

関澤座長 それでは、どうも長い時間、御協力ありがとうございました。

西郷リスクコミュニケーション官 次回、また日程調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

関澤座長 今回もまた事務局ともさせていただきましたが、よく事前に調整して、皆さんにもそれぞれ御意見、お力をいただける面をつくっていきたいと思いますので、委員の皆さん、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。